

高等学校新科目「公共」と法教育に関する覚書

——入試科目としての対応も含めて——

君 塚 正 臣

はじめに

2018年、2022年度から始まる高等学校課程の学習指導要領¹⁾が発表され²⁾、公民科では、現行の「現代社会」に代えて「公共」が新設され、しかも必修科目となる。周知期間も既に終わり、2019年度からは移行期間(3年間)に入り、2020年度中には教科書検定も行われる。高校教育に関わる高校教員、その教科書の執筆や大学入試に関わる大学関係者にとって大きな関心事であり、延いては国民的関心事だと言えよう。

「公共」の新設は、主権者教育や主体的思考力の育成などから、概ね、あるべき方向であると評価すると報じられたと思われる³⁾。だが、他方、既に中学以下で「特別の教科 道徳」が導入されている延長線で、道徳教育を高校レベルでも開始しようとする意図を有しながら、反発が多かったのをこれを薄めただけであり、国民を国家に従属させるのが本音ではないかとの疑いも示されている。この意味から、本科目の出発にあたり、方向性はよく検証せねばならない。

そして、この新科目を様々な現場がどう受け入れねばならないかという視点でも、考えねばならない。その際は、高校の入口である中学との関係(今回は、「道徳」もしくは社会科との関係)もさりながら、つい忘れがちだが、出口である大学入試までも視野に語るべきである。本稿は、新たに始まる科目「公共」の評価を行い、あるべき教科書、授業、入試という教育全体を

検討し、現時点でのあるべきと考えられる方向を提示し、覚書とすることを目的とする。

1 「公共」に至るまで

軍国主義時代などになされてきた歴史教育の偏向が反省され、また、その時代の中学校の公民科(公民教育)という名称が忌み嫌われたため、戦後の1948年、新制高等学校教育での地理教育と歴史教育は、公民的分野と共に、新たに誕生した「社会科」の中に取り込まれた。1948年から1953年まで高校の社会科では、「日本人によって執筆された日米合作の教科書」である、文部省著作教科書『民主主義』が使われていた⁴⁾。現在の公民科に繋がる科目は、当初「一般社会」と「時事問題」が置かれたが、次に1956年度入学生から両科目に代えて「社会」が置かれ、1963年度入学生からは、更にこれに代えて「倫理・社会」と「政治・経済」が設置されるなど、目紛しく変転した。

1982年度入学生から必修科目の「現代社会」と、選択科目として「倫理」が「政治・経済」と共に置かれるようになり、「倫理・社会」は廃止された⁵⁾。その後、1994年度入学生から社会科は地歴科と公民科に分割され、戦後教育の象徴のように言われた「社会科」は高校段階では姿を消した⁶⁾。公民科の科目は、「現代社会」(4単位)、もしくは「倫理」及び「政治・経済」(各2単位)の何れか4単位を選択して必修とすることとなった⁷⁾。その後、1999年改訂(告示)

により「現代社会」は2単位科目となった。

「現代社会」は、当初の志と異なり、「政治・経済」などと重複する内容が多くなり、その性格が曖昧となったほか、高校が開講科目として「現代社会」を選択すれば必修は2単位で済むのに対し、「倫理」及び「政治・経済」を開講すれば必修単位が4単位となる、というアンバランスを抱えてしまった。また、「現代社会」は大学入試センター試験科目ではあるが、これを通常入試・二次試験科目とする大学学部は希少であり、公民科科目として私学文系の入試科目として多く用いられているのは「政治・経済」であり続けた。また、一部の国公立大学学部では、センター試験の受験科目を「倫理・『政治・経済』」に限定して、「政治・経済」単独や「現代社会」での受験を排除する動きも顕著になっている⁸⁾。このため、多少なりとも大学進学実績のある高校では、理系その他の要望のある「現代社会」と、文系志願者の求める「政治・経済」を、両科目の一部内容重複を承知で併せて開講し続けなければならない状況に追い込まれた⁹⁾。このため、「倫理」が不開講となる可能性が高かった。公民科科目の整理は、継続的に求められていたと言ってよい。

18歳選挙権が2016年6月22日から適用されるようになると、高校では3年生の一部などが選挙権者となるようになったことから、高校における主権者教育の必要性が求められるようになった。文科省からは、「模擬的な活動も取り入れたりしながら、生徒が自立した主体として社会に参画する力を育む」¹⁰⁾ため、新たな科目の必要性が主張されたのである。加えて、2020年4月1日から改正民法（債権法）が施行されることが決まり、極度額の定めのない個人の根保証契約が無効になるほか、公証人による保証意思確認の手續を新設し、法定利率を年3%に引き下げ、複雑であった消滅時効を原則5年で整理し、賃借契約終了時に敷金の返還を明示するなど、市民生活に関わる大きな改正がなされることとなった。そこで、「改正民法も

施行を見据え、消費者教育の重要性を強調した教育が必要となった¹¹⁾とも言われ始めた¹²⁾。

中央教育審議会（中教審）教育課程部会道徳専門部会（2014年4-9月）では、既にこのような方針を意図した新科目が方向付けられていた。文部科学省は2018年3月30日に「高等学校学習指導要領」を公示したが、公民科では、以上のような要請を果たすべく「公共」（2単位）が必修科目として新設されたのである。「倫理」と「政治・経済」は再び選択科目となる。「公共」の中で、現代社会を捉える枠組みとしての「幸福、正義、公正」など¹³⁾、「『現代社会』の鍵概念は」新科目でも「維持されている」¹⁴⁾とは言われながらも、「『現代社会』とは独立に企画された」「18歳選挙権導入に沿って新たに構想された新科目」¹⁵⁾の登場により、「現代社会」は廃止が決まった。「公共」と現在の「現代社会」との重複が多過ぎたのである。

「公共」を、公民科の既存科目である「倫理」及び「政治・経済」との関係で見ると、地歴科において、選択科目である「地理探求」、「日本史探求」、「世界史探求」（各3単位）の基礎段階として設置された、必修科目である「地理総合」と「歴史総合」（各2単位）¹⁶⁾とパラレルに見ることができる。そうであれば、「公共」は「公民総合」と名付けられるべきものなのかもしれない。また、理科が、「科学と人間生活」（2単位）と別の1科目の組合せ履修でなければ、「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」（各2単位）のうち3科目を選択必修と科目している¹⁷⁾のとの対比では、「公共」は「公民基礎」と名付けられても不思議ではなかった。その意味で、新設科目に突出して「公共」と名付けたことには、意図が感じられた。

「公共」という科目名称は、「自由に様々な異なる立場を提示し合うという、目指している狙いとは逆に、無理に社会的合意を得させるように響く」¹⁸⁾ものでもある。学習指導要領によると、「公共」の「目標」は、「人間と社会の在り方についての見方・考え方を働かせ、現代の諸

課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力を次のとおり育成することを目指す」ものだとされている。そこでの「資質・能力」とは、第1に、「現代の諸課題を捉え考察し、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論について理解するとともに、諸資料から、倫理的主体などとして活動するために必要となる情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする」こと、第2に、「現実社会の諸課題の解決に向けて、選択・判断の手掛かりとなる考え方や公共的な空間における基本的原理を活用して、事実を基に多面的・多角的に考察し公正に判断する力や、合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを議論する力を養う」こと、第3に、「よりよい社会の実現を視野に、現代の諸課題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される、現代社会に生きる人間としての在り方生き方についての自覚や、公共的な空間に生き国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや、各国が相互に主権を尊重し、各国民が協力し合うことの大切さについての自覚などを深める」ことであるとされる。AIの発展に伴い、「第5の波」と言うべき「Society 5.0」の到来が予測されている¹⁹⁾。そこで総じて、「グローバル化する国際社会」で、「ICT（情報通信技術）などを使い情報を得て、」「他者と協同・議論できる」ことと、「人間としての生き方＝道徳観と日本人としての愛国心を持ち、現実社会」に「参加」することが求められているものだとする要約²⁰⁾もある。

そして、「内容」としては、「公共の扉」（サブ・カテゴリーとして、「公共的な空間を作る私たち」と「公共的な空間における人間としての在り方生き方」、「公共的な空間における基本的原理」がある）、「自立した主体としてよりよい社会の形成

に参画する私たち」、「持続可能な社会づくりの主体となる私たち」という3項目が規定された。

まず、「公共の扉」で身に付けるべき知識としては、「人間は、個人として相互に尊重されるべき存在であるとともに、対話を通して互いの様々な立場を理解し高め合うことのできる社会的な存在であること、伝統や文化、先人の取組や知恵に触れたりすることなどを通して、自らの価値観を形成するとともに他者の価値観を尊重することができるようになる存在であることについて理解すること」や、「選択・判断の手掛かりとして、行為の結果である個人や社会全体の幸福を重視する考え方や、行為の動機となる公正などの義務を重視する考え方などについて理解すること」、「各人の意見や利害を公平・公正に調整することなどを通して、人間の尊厳と平等、協働の利益と社会の安定性の確保を共に図ることが、公共的な空間を作る上で必要であることについて理解すること」などが挙げられている。

次に、「自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち」という項目では、「法や規範の意義及び役割、多様な契約及び消費者の権利と責任、司法参加の意義などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、憲法の下、適正な手続きに則り、法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整し、個人や社会の紛争を調停、解決することなどを通して、権利や自由が保障、実現され、社会の秩序が形成、維持されていくことについて理解すること」などを身に付けるべきとされている。

そして、「持続可能な社会づくりの主体となる私たち」という項目では、「地域の創造、よりよい国家・社会の構築及び平和で安定した国際社会の形成へ主体的に参画し、共に生きる社会を築くという観点から課題を見いだし、その課題の解決に向けて事実を基に協働して考察、構想し、妥当性や効果、実現可能性などを指標にして、論拠を基に自分の考えを説明、論述すること」を身に付けるべきとされている。

「公共」は、総じて、知識重視ではなく、「よりよい社会の構築に向けて課題の解決のために選択・判断するための視点や方法（考え方）」もしくは「社会の課題（主題）の解決のあり方について、選択・判断するための基準」を「使える」側面を重視した新科目と整理できそうである²¹⁾。そして、重視されるのは「生徒が社会の変化に対応して考察することのできる」「政治主体、経済主体、法的主体、情報主体」「として育つこと」²²⁾、^{なかんづく}就中、主権者教育であり、「主体的・対話的で深い学び」ということらしい²³⁾。

より具体的には、例えば政治分野では、「政治参加と公正な世論の形成、地方自治、国家主権、領土（領海、領空を含む）、我が国の安全保障と防衛、国際貢献を含む国際社会における我が国の役割などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、よりよい社会は、憲法の下、個人が議論に参加し、意見や利害の対立状況を調整して合意を形成することなどを通して築かれるものであることについて理解すること」などが「公共」の守備範囲として示されている。2018年7月発表の「高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説公民編」²⁴⁾によると、以上のことは、「よりよい社会を築いていく主体は個人であって、選挙をはじめとする様々な政治参加の方法を通して国民主権²⁵⁾が実現される仕組みになっていること、憲法の下、表現の自由や知る権利が保障され、政治に関わる事柄について議論したり意見を発信したりする中で、調整を行い、合意を形成していくことが民主政治の基盤となっていること」、「その際、公共的な空間における基本的原理である人間の尊厳と平等、個人の尊重、民主主義、法の支配、自由・権利と責任・義務などの考え方を活用して、民主政治の推進や持続可能な社会を形成していくために必要な主権者意識や当事者意識を育み、多面的・多角的に考察する姿勢が、様々な集団や社会の多様性の尊重、ひいては各人の幸福を実現できるよりよい社会の形成にもつながることを理解できるようにすることが大切である」と解題さ

れている。特に、「政治参加と公正な世論の形成、地方自治」、「国家主権、領土（領海、領空を含む）」²⁶⁾、「我が国の安全保障と防衛」、「国際貢献を含む国際社会における我が国の役割」については更なる説明が展開されており、これらが国側の大きな関心事であることを醸し出している。どこか、フランス革命防衛隊養成の雰囲気だと言ったら言い過ぎか。

以上のような経緯で、公民科の新科目は始まろうとしており、現在、教科書の全体構成が固まり、執筆が始まる段階であると言えよう。

2 「公共」に対する評価

新しい高等学校学習指導要領では、総則の中に「第7款 道徳教育に関する配慮事項」が置かれ、ここでは、「なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、生徒や学校の実態に応じ、指導の方針や重点を明らかにして、各教科・科目等との関係を明らかにすること。その際、公民科の『公共』及び『倫理』並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることに配慮すること」との記述がなされている。「公共」は、「倫理」と並んで道徳教育の一貫であるかのようにも読めた。

そして、新科目「公共」の「目標」の(1)として、「現代の諸課題を捉え考察し、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論について理解するとともに、諸資料から、倫理的主体などとして活動するために必要となる情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする」として、生徒の倫理的側面が真っ先に強調され、(3)では「公共的な空間に生き国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図ること」などが含まれている。また、「内容の取扱い」においては、(1)で「中学校社会科及び特別の教科である道徳」「などとの関連を図る」ことなどへの「配慮」が要請され、「(2)指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする」として、「第1章第1款の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、この科

目の特質に応じて適切な指導をすること」が特記された。このため、本科目では、「現代社会」にあった「幸福、正義、公正」を理解するための大項目、「人間は、個人として相互に尊重されるべき」ことなどが小項目に回り、「活発な経済活動と個人の尊重を共に成り立たせる」などとの記述があるものの、総じて個人主義や「個人の尊重」が薄れていた²⁷⁾。

遡れば、この科目の設置は、「国旗・国歌を尊重し、わが国の将来を担う主権者を育成する教育を推進します。過激な性教育やジェンダー・フリー教育、自虐史観偏向教育等は行われません」²⁸⁾などの内容を、2010年参議院議員通常選挙公約として「自民党が道徳・規範教育強化の教育政策を掲げて」「設置を打ち出したのを端緒としている。道徳科目の教科化については、2011年に大津市で生じたいじめ自殺事件を理由とした、「心と体の調和の取れた人間の育成に社会全体で取り組む。道徳を新たな枠組みによって教科化し、人間性に深く迫る教育を行う」べきだとする、下村博文文科相の2014年諮問に基づいている²⁹⁾。いじめ問題を人権教育の強化で応じるのではなく、これを奇貨として道徳教育の強化を前面に出したあたりに、安倍政権の本質が垣間見られる。以上を旗振りに、自民党は、2012年衆議院議員総選挙の際の「総合政策集」では、「規範意識や社会のルール、マナーなどを学ぶ道徳教育や消費者教育等の推進を図るため、高校において新科目『公共』を設置します」との公約を掲げた³⁰⁾。その自民党が主体となって、「具体案までも考え下村文科大臣に手渡している（2013年6月）」。そして、2014年4月からの中教審教育課程部会道徳専門部会での文科省教育課程課長の新科目提唱とそのまとめ、下村文科相の諮問を経て、中教審教育課程企画特別部会がそれに近い内容の「論点整理」を2015年8月に示すに至り、「公共」の新設が方向付けられた³¹⁾。『「公共」においても、道徳の教育化にあたって考え議論する道徳への転換が図られてい」る³²⁾という評価があるように、本科目

の新設は、極めて政治主導、自民党安倍政権・党執行部（野党時代も含む）主導、国家主義的な道徳教育欲求が動機となっているように思われた。

大元の「自民党の政策集は、露骨な国家主義的な国家観や社会観を前提にした科目の位置づけで、そのまま具体化すると教育の政治利用となる危険を持つ」ものだとも言えた³³⁾。また、「新しい公共性」論には、新自由主義と親和的な、企業などに公的領域への参入を認める議論と、「市民のつくり出す公共的場やそこでの活動を、公や私に丸投げしたり解消しないで捉えていこうとする別の理解」がある筈だが、安倍政権は『「公共心や社会性」を強調し、個人を統制する基準に『公共』を持ち出』している³⁴⁾とする非難がなされた。そして、「公共」に関する「論点整理」の中の、「人間としての在り方生き方の考察」は道徳科と「極めて酷似している」こと、「権利としての社会参加というよりも、道徳的心情的社会参画の色彩を科目『公共』は強く持つこと」が「示唆」されることも指摘された³⁵⁾。現在の「現代社会」に比べ、「日本国憲法自体を理解させる主題の項目は削除され」、「憲法そのものを学ぶことは、高校の新しい学習指導要領には一切書かれていません。まさに、安倍政権の日本国憲法に対する態度の表れとっていいでしょう。強調されるのは『公共の精神』であり、基本的人権の尊重よりも、『公共』の名による国家への貢献が優先されるべき価値となりかねないとする批判³⁶⁾もある。総じて、公民科科目の皇民化科目化的批判が巻き起きているとでも纏められようか。

だが、新科目導入の真の動機が何であるかは兎も角、学習指導要領の「公共」記載自体からは、これまで紹介した通り、道徳教育色は相当に薄れた印象である。確かに、「論点整理」などは一見すると道徳・規範教育の匂いを感じないが、完全に脱色されていないなどという趣旨の懸念も示されてはいる³⁷⁾が、中教審の審議の中で、公民科の基礎科目としての性格を「付与せざるをえなくな」と、「公共」を「狭い道徳教

育や身近な生活教育や実践的な選挙参加教育の枠に収めることなどできるわけがない³⁸⁾であろう。中学校「道徳」ですら、「哲学対話」に活用できれば³⁹⁾、いわゆる「修身」や「道徳教育」にはなり得ない。逆に、もし、「典型的な道徳の授業」が続くとすれば、そこでは「事実の検証、行為や意図の批判的検討、決まりや規範の存在理由・意義についての確認、そしてそういった作業に基づいたきまりや規範の適用の適否、というプロセスがあいまいになることが多い⁴⁰⁾であろうから、達成度の評価すら難しい。道徳教育に近付けば近付くほど、大学入試科目などの形で採用するに値する信頼性が低下し、高校の現場でも、取敢ずなされるだけ、実際は「政治・経済」や「倫理」の初級演習に振り替えられてしまうだろう。このため、文科省が生徒に「公共」を真摯に学習させるためには道徳教育色は脱色せざるを得ず、実際にそうなっていると思える方がよい。「終身」の復活のようなことは、「現代の社会状況からして」「想像できない⁴¹⁾」ように思える。学習指導要領の「解説編を見ると、個別事項の表現について不十分という意見はあろうが、法的規定や制度の説明はおおむね客観的⁴²⁾」に見える。実際、道徳教育に該当する纏まった記述は、これから執筆されるであろう「公共」教科書で予定されていないと思えるし、項目を立てることも難しい。

中学校「道徳」ですら対話が求められるなら、まして高校「公共」は、人生の目的や適切な外交政策のような、いわゆる「答えの無い問題」について、「対話」による「共存共栄」を図る⁴³⁾術を得るための科目と考えねばなるまい。「高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説公民編」を見ると、「人間と社会の多様性と共通性については、人間は、一人一人が尊厳をもつかけがえのない存在であり、互いに同じ人間として平等であること、多様な価値観や考え方も」つ「ことなどに着目することを意味している」としているほか、「人間は、個人として相互に尊重されるべき存在であるについては、全

て人間は、尊厳をもつかけがえのない人格として一人一人が尊重されなければならない存在であり、このような個人の尊重の原理は全ての人間が互いに共有すべきもので」あることなど「を意味している」としている。元々の科目新設動機が道徳教育であったとしても、学習指導要領などは、普通の日本語としてそう読めず、対話や討論に基づき、立憲主義もしくは市民社会や市場経済(或いは混合経済と言うべきか)のルールに従った思考訓練を行う科目だと解する方が、自然である。その方向の教科書や授業を差し止めること(教科書検定で不合格にするなど)はおよそできまい⁴⁴⁾。学習指導要領も法規範であるというのが旭川学テ事件最高裁判例⁴⁵⁾であるが、そうだとすれば、その解釈は立法者意思、ましてや起草者の動機に縛られるものではなく、完成した条文の現在の社会的文脈において合理的に解釈されて然るべきである⁴⁶⁾。そういった内容の検討を踏まえても、本科目名は、理科もしくは地歴科に合わせて、「公民基礎」か「公民総合」にしても十分であった。或いは、皮肉にも、個人主義や立憲主義、民主主義や市場経済原理、福祉国家原理、国際協調主義などから成る「現代社会」の基本的ルールを考える科目となっている。結局、「公共」はいわゆる道徳教育動機だと批判する必要はなく、政治・経済・社会・哲学の基本問題を議論する基本的な科目として理解して、適切な教科書作り、授業作りや入試問題作りをすべきなのであろう。

この意味で、「公共」は、戦前の「修身」以来の道徳教育から離陸し、現代社会の比較的大雑把な諸々の基本問題を社会科学的もしくは哲学的に考える科目とならざるを得まい。考える教科書作りや授業を進めなければ、国単位か教室単位かに拘らず、「修身」に墮してしまうと心すべきである。それは近代社会ですらない。

寧ろ疑問を感じるのは、「高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説公民編」を見ても、「政治・経済」では2回登場する「立憲主義」が、「公共」には出てこない点である(学習指導要領そ

のものにも登場しない⁴⁷⁾。この、現行科目「現代社会」の「2012年の検定時に」「市民権をえるようになった⁴⁸⁾」キー・タームについて、文科省などが後手に回ったところか黙殺したかのような対応に見える。このため、「公共」は、その科目名称の雰囲気とも相まって、主体的な主権者や市民という色彩の乏しい、国家や全体に従順な国民の創設を狙っているのではないかという懸念を感じさせてしまう。戦後すぐの教科書『民主主義』が礼賛し⁴⁹⁾、その後の「政治・経済」や「現代社会」などでも前面に押し出されてきた「民主主義」のみでは、長く明示的に用いられてこなかった立憲主義を説明しきれない。この点は残念である。だが、前述のように、本科目は、市場経済（もしくは混合経済）などと並んで、「憲法にのっとり」立憲主義のルールや原則を学ぶことを避けては通れない。憲法を乗っ取るべきではない。

立憲主義の根本には、個人主義や人権尊重主義がある。だが、学習指導要領には、個人主義と対決するような、「自立した主体となる個人を支える家族・家庭や地域などにあるコミュニティ」などの記述もあり、大家族を基本とする共同体主義、集団主義が見え隠れし、単身者やLGBTIなどは正当ではないかのような、全体にマイノリティに冷たい社会を是認しているとの懸念もある。今世紀に入ってから、保守的と言われた最高裁⁵⁰⁾も、非嫡出子の相続分規定を違憲とし⁵¹⁾、女性の再婚禁止期間規定も100日を超えると違憲とし⁵²⁾、夫婦同氏規定を合憲としつつも、反対意見も多く示されている⁵³⁾。そもそも、個人主義と対極にある大家族主義は日本国憲法と融和的でない⁵⁴⁾とも思われ、その種の大家族観も最早崩れ、少子化対策にも逆効果でありそうであるにも拘らず、である。

また、学習指導要領解説によると、「人間の尊厳と平等については、生命に対する尊重及び畏敬の精神に基づき、各人が、みな固有の存在意義を有するかけがえのない人格として平等であることを理解できるようにする」とし、「個人

の尊重については、各人は尊厳をもつかけがえのない人格として平等に配慮され、その個性や多様な考え方・生き方が尊重されなければならないことを理解できるようにする」など、幸福追求権の人格的自律権の理解が濃厚に見える⁵⁵⁾。憲法13条理解については、人格的自律権説と一般的自由権説の論争に決着がついていないことも、留意すべきである。「人格」主義の、憲法学での論争を離れた一人歩きも懸念する。ただ、教育の場面で、他人に迷惑をかけない限り、自堕落な行為を繰り返す、危険行為を行うことも一般的自由であるということは謳いにくい。そのため、憲法13条の議論では、ダイレクトに、人権相互間の矛盾調整を主とする「公共の福祉」理解が必要になろう。各人に、人権が保障される意味、衝突したときの調整などの問題を、議論の末に体得するのに相応しい。

古い大学の日本史を学ぶ学科が「国史学科」であり、日本語科目が「国語」であるように、公民科教育も日本国民を創る国家目的の一翼であることは否めない⁵⁶⁾。但し、そこでの日本とは「日本国」、即ち日本国憲法なのであり、全体主義とは一線を画するものであることは、最低限確認しておきたい。解説で寧ろ逆方向が強まっていることを懸念し、原典（学習指導要領及び日本国憲法）や本来の理念に立ち戻るべきことを訴えておく。

3 「公共」における法教育——もしくは「政治・経済」との役割分担問題

公民科には、老舗の「政治・経済」と「倫理」が残る。前述の通り、「現代社会」はこれらと相当重複してきた。「公共」が同じ轍を踏むことはないか。特に、「政治・経済」とは異なっ何て何を学ぶ科目なのかを、予め考えておくことは非常に大切に思える。

現在の「現代社会」教科書では、知識重視で高度なA5判の教科書と、判断・思考力重視で基礎的なB5判の教科書の二極分化が進んでいる。いわゆる進学校では、試験科目にある「政

治・経済」の学習が重要であり、「現代社会」は、事実上、その一部として活用されることが前者のタイプの「現代社会」教科書に期待されているためであろう。今後、新科目「公共」も、進学校では「政治・経済」の基礎レベルの科目と化す可能性（危険性）が高い。しかも、入試の出題などは主要な教科書と用語集で類出件数を確認してなされる傾向があるため、出題が、難易度の高い、採用の多い教科書側にシフトする傾向がある。これに合わせて、多くの教科書が改訂されるというサイクルが避けられそうもない。「現代社会」と「政治・経済」の区別の曖昧さという問題は、「公共」に関する新学習指導要領程度の記載では、教科書・授業・入試のサイクルによって、抜本的には解消できないと予言できる。今後、「公共」のある程度の「倫理・『政治・経済』」化は不可避だろう。だが、「公民」は主権者教育などのためにあるということに与しても、「公共」の「公民総合」化というフランクな理解に立っても、「公共」の無意味化は避けたい。そのためには、「公共」と、「倫理」及び「政治・経済」、特に「政治・経済」との住み分けを明確にしておく必要がある。明確にするためには、本来は、理科や地歴科で行ったように、項目の仕分け（例えば、社会契約論と日本国憲法の基本原理は「公共」だが、主要各国の政治制度や憲法裁判所、いくつかの判例は「政治・経済」の守備範囲と定めるなど）を行うべきであった。

大学生の公民分野の基礎知識の欠如が指摘されている⁵⁷⁾。だが、それ以前に、「公共」（現在では「現代社会」）の履修が精一杯という高校生も生じるであろうことは、忘れるべきではない。主権者となるべく必要な知識を得るということが、ほぼ全入に至った高校の教育に求められるが、それは選択科目である「政治・経済」ではなく、必修科目である「公共」に求められることになる。民法の基本知識⁵⁸⁾についても同じことが言えよう⁵⁹⁾。その意味で、「公共」への過剰な期待を避け、確実に学ぶ範囲を明確にすることが重要である。

そうなる、例えば、政治部門では、日本の政治・司法制度の細部、数多くの憲法判例、高度に理論的な経済的国際機構の説明などは「政治・経済」守備範囲とし、より原理的な、近代市民革命の後の政治思想、民主主義と立憲主義諸国の統治制度一般の説明、立憲主義及び権力分立と基本的人権尊重主義の基本（例えば、立憲主義とは何か、など）などが「公共」のそれと考えればよいか。その意味では、例えば、憲法判例の紹介は相当に有名なものに限定し、知識中心の内容にしないように留意すべきであろう。このため、「公共」は日本国憲法の知識すら満足に網羅しないという類の批判は、必ずしも全部受け止めなくてよいのかもしれない。経済部門でも倫理領域でも、基本的には同じであろう。その角度からの内容の厳選と、教科書会社間の牽制（難易度の高い用語はせめて注しまりとするなど）も必要であるのかもしれない。

「公共」が、知識重視であってはならないとすれば、政治分野では、議論を踏まえた法教育や主権者（政治）教育、経済分野では消費者教育などの実施が肝要となるであろう。消費者教育などは筆者の守備範囲でないので、「公共」でなされるべき法教育とは何であるべきかを検討することとしたい。

法教育の必要性が叫ばれ始めたのは、ほぼ21世紀に入ってからのものである。2010年9月5日の「法と教育」学会の設立がエポック・メイキングな出来事のように思われる⁶⁰⁾。高校段階での法に関する教育は不十分で、特に、法学部では主要科目と言える民法、刑法に関する素養が高校では教えられていないため、社会生活を営む最低限の法知識も得られずにいたことは一部でしか認識されていなかった⁶¹⁾。基本的にはそれを高校で教授すること、次に、法的にものを考えることを身に付けさせることが求められた。力点は次第に後者に傾く。今や、法教育で大切なのは、法律の知識というよりも法的な考え方になっている⁶²⁾。

そもそも、何が公平か、にも複数の考えがあり、

唯一の正解はない⁶³。逆に、外交問題をゲームの理論を用いて「複雑な状況を単純化して課題の本質を的確に捉えようとする「一種の思考実験」もある⁶⁴。何れも議論を必要とする。現在、「現代社会」においても、具体的な国際紛争を前提に、国際協定の提案や国際紛争の平和的解決を討論する「法教育」もなされており⁶⁵、民事紛争などを例にした場合、事例に諸原則を当てはめて議論する在り方が模索されよう。

今後もこのような法教育の期待は高い⁶⁶。「公共」では、こういったことから、中教審答申では、アクティブ・ラーニング、討論や模擬選挙などの主体的学習活動が授業方法として示されており、必修科目である「公共」については、それが当然のように期待されている⁶⁷。

加えて、しばしば、過度な規制を伴う校則が問題となってきた⁶⁸ように、法が破られてきた学校という場で法教育がなされる意義も大きい⁶⁹。当初、「法教育」という言葉は一般向けに使われ出したが、現在では「子ども」を指向して用いられるようになってきていることにも注意すべきである⁷⁰。しかも、学校教育であるということも、暗黙の前提にもなっている⁷¹。アメリカで、1960年代に、もともと、国家を形成する市民に必要な法的教養を育成することと共に、少年犯罪の防止を目的として研究が始まった⁷²ことが、現在の日本にも反映しているのかもしれない。あるいは、明治政府が大人を相手にせず、児童こそ「天皇の赤子」として育成できるとしたのと近い考えにも感じられる。

いわゆる道徳教育では、絶対的な一つを「信仰」のように、国家や「教師の価値判断を無根拠に押し付ける」結果になる⁷³。これに対し、それは中学校「公民」でも始まっている⁷⁴のかもしれないのだが、高校の「公共」において求められるのは、そうではなく、ルール（その最大のもは憲法であろうし、基本的人権の尊重と民主主義を伴う立憲主義である）を巡る議論である。「自転車二人乗り」に始まり「携帯電話やネットによる誹謗中傷」から「恐喝」などに至る「問

題行動」⁷⁵の違法性、他者の人権侵害性を考えることが初歩であろうか。適正手続とは何か、死刑は廃止すべきか⁷⁶、アファーマティブ・アクション（積極的差別是正策）の程度及びその是非⁷⁷、ヘイトスピーチ規制はどうあるべきか、などの議論も、法教育が取り組むべき課題である⁷⁸。「日本人の人権イメージは、平等権や社会権について強く、自由権や参政権については極めて弱い」⁷⁹と言われる。人々が、他者の自由を尊重した上で、それとの衝突において議論をして社会的解決を図る力を得るようにすることは、法教育の課題であろう。

他方、自由な討論は、現行法批判⁸⁰を否定しないことになる。議論を深めることにより、「法の支配の観点からルールの正当性/不当性や法の合憲性/違憲性を判断しうる主権者の育成にこそ積極的に関わらるべき」であり、「必然的に憲法教育、とりわけ立憲主義の意義を強調する教育への重心移動を伴うことになる」との指摘⁸¹があるが、留意されるべきは、批判の対象に、例えば、日本国憲法や立憲主義が入る可能性もあることである⁸²。社会主義や絶対王政が正しいので革命や維新を起こそう、が議論の結論となっても、非現実的で有益でない。これが視野に入れば、「現にある法・ルール・決まりの矛盾や問題点などを探求する総合的な法的認識の学習が間違いなく必要である」⁸³し、「『法のあり方』を自由に考えてみるのが、むしろ望ましい」⁸⁴かもしれないし、「法律をつくる」授業⁸⁵にも一定の意義はあるが、他面、十分な法知識もないまま、前の世代から「押しつけ」られたとして現行法制度の解体に邁進する無邪気な現行制度批判を煽ることには、高校段階ではやはり疑問である⁸⁶。日本社会の「法化」は必然ではなく、「法教育は自立型『法化』を社会に定着させるためのものとして理解する方がよい」⁸⁷のではないか。そうなると、憲法や立憲主義は勿論だが、死刑制度やヘイトスピーチ規制の現状についても「大人」の意見（当座の「正解」）は示されて然るべきにも思える。

例えば、無罪推定原則⁸⁸⁾などは、黙秘権⁸⁹⁾など必要ない、などという高校生の主張を受けて真っ白な状態で討論するものでもなく、教授せねばならない事項である。ある段階までは、日本国「憲法の価値を身につけ、それを実現できる能力を育成する教育」⁹⁰⁾も必要であろう。また、法教育は権利の主体となることを前提としているのであり、これを解体する、一部のフェミニズムの主張を全面展開して、法教育を再構築すること⁹¹⁾は、いかにも時期尚早と言わねばなるまい。この点は、大学における非法学部学生を対象とする、いわゆる一般教養などとしての法教育⁹²⁾などとは異なる性質がある⁹³⁾。

補足すると、高校公民科において、世界平和の構築に向けての議論などは、国際「法教育」⁹⁴⁾の一環として取り上げられ易いのであろう。だが、この種の問題はまさに「答えの無い問題」である上、仮に決断をすれば影響が甚大な問題である。このため、法教育とは、難しい問題を取り敢えず議論はするが、答えを出すのではなく、難しい顔をする事なのだ、と妙に達観することを高校生に推奨しないか、という点も懸念される。逆に、殆どの高校生の卒業後の生活に関係する、労働法⁹⁵⁾や消費者法などは、議論の問題ではなく、身を守るために基本知識を得るかが大事である。

「公共」での法教育として真っ先に挙がり易いものは、やはり模擬裁判などであろう⁹⁶⁾。裁判員制度⁹⁷⁾が継続するためには、「公共」などでの模擬裁判員裁判は確かに必要であろう⁹⁸⁾。学習指導要領が実践的な学習を求めていることも適格的ではある。ただ、それ以前に、法原理についての学習や、立憲主義の理解を深めることも重要なものと言わなければならない⁹⁹⁾。またこの点は、日本の社会科・公民科教育の中で「手続的正義の概念の扱いが手薄」¹⁰⁰⁾だという問題点をいかに解消していくかという点にも関わっている。観方を変えれば、「『公共』は法教育をベースにした新科目として整理でき」¹⁰¹⁾のかもしれない。

そして、「公共」が18歳選挙権を見据えて新設された科目であることから、教員の政治的中立性は難しい問題である。「公共」が国家主義教育の道具であってはならないのと同様、別の誰かの思想教育の道具となることはあってはならない。特定の政党の意図するところが目的であっては、授業で活発な討論がなされるなどしても、「守るべき規則と規範意識を教え込むことが中心となりかね」ない¹⁰²⁾。その意味で、教科書は両論併記主義を貫徹すること、教員は討論を重要視しつつ、特定の立場・信念ゆえの評価でなく、それを導く根拠・理由の説得力を評価するように心掛けたい¹⁰³⁾。

他方、学習指導要領は以前のものより増えており、教育方法への指示も多く、「教員や現場の裁量がほとんどない」¹⁰⁴⁾など、「教員の自主規制・萎縮が懸念される」¹⁰⁵⁾ものだとの批判もある。2015年9月末に公表された教員向け指導書は、改めて「政治的中立性」を重視している¹⁰⁶⁾が、まもなく自主的な政治判断ができるとして投票権者となる高校生の批判能力を低く見積もることはない¹⁰⁷⁾。「公共」においては、「批判力」や「政治的リテラシー」が十分に強調されていないとする懸念が既に示されている¹⁰⁸⁾。また、個々の生徒の意見が、教員や政府のそれに染まることを強制するのはもってのほかであるが、中立や中道であることを強制する必要もない¹⁰⁹⁾。過去には、「1969(昭和44)年10月31日の通達(「高等学校における政治的教養と政治的活動について(通知)」)において、『高校生の学校内での政治的活動を禁止し』、高校生の政治活動を『国家・社会としては行わないよう』要請した経緯がある」¹¹⁰⁾が、問題である。教員及び生徒の多元性を信じるべきではないか。「新設科目『公共』科目では、統治機構や政治制度、政治過程に関する基本的な知識の獲得を目指すことはもちろん、さまざまな場でガバナンスを行うに足る『知的スキル』を磨くため、育ちの種を随所に配置することが必要である」¹¹¹⁾ののではなからうか。

なお、日本学術会議は、政治学からの声として、新科目「公共」を「単なる投票率の向上のみならず、政治学の立場から、『主権者』教育を含む市民教育の意義を、広く政治参加という文脈のなかで検討する」ことを提言した¹¹²⁾。授業実践例にも、選挙参加を取り上げたものもある¹¹³⁾が、「権力編成構造に関わる『決める政治』は、その『決定』手法と代議制民主主義における『数』の意味を改めて問うものである。規制・再分配政策でも政治は『見えない』化し、野党はそれを『見える』化できずにいる」¹¹⁴⁾中、「公共」において、政治が選挙にばかり偏って理解されており、政治的活動のイメージが狭くならないよう注意したい¹¹⁵⁾。あまりにも投票率の向上¹¹⁶⁾に偏って「公共」での主権者教育を理解することは避けたいところである。

4 入試中の「公共」

大学入試科目としての「公共」の扱いはどうなるであろうか。そしてまた、どうあるべきであろうか。出口の問題は、中身の密度や学習における本気度に影響する¹¹⁷⁾ので、ここで若干論じておきたい。特に、大学入試は、現在の大学入試センター試験に代えて、2021年1月から、「大学入学希望者を対象に、高等学校段階における基礎的な学習の達成の程度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力について把握することを目的とする。このため、各教科・科目の特質に応じ、知識・技能を十分有しているかの評価も行いつつ、思考力・判断力・表現力を中心に評価を行うもの」として¹¹⁸⁾、大学入学共通テストが実施される。導入時から国語と数学では記述式が導入される予定である¹¹⁹⁾。英語に関しては民間の資格・検定試験を活用して4技能（読む・聞く・話す・書く）を評価するものとなり、2024年1月までは共通テストでも「英語」を実施するが、それ以降はそうでなくなる見込みである。但し、この英語の4技能評価の方向性については、東京大学や京都大学、東北大学、名古屋大学などが反対している

（初年度において民間試験の成績提出を必須としないとした）ことも周知の通りである。そして、2025年1月以降は、地歴・公民、理科でも記述式問題の導入が検討されていると言われる。入試一般において、出題科目が少ないこと、「思考力・判断力・表現力等を適切に評価する」記述式の出題が少ない¹²⁰⁾こと、英語力の評価が読み書きに偏ってきたことが問題視されてきたと言え、その改善を全国共通テストで強制的に行おうとする意図が見える。

以前から、大学入試一般において公民科全体の影が薄くなる傾向が続いている¹²¹⁾。最難関大学の二次試験では4教科論述入試が当然となりつつあるが、1984年3月を最後に東京大学の文科の二次試験から「政治・経済」が消えたほか、その後に京都大学の文系や大阪大学の文学部の入試において地歴科科目が追加されても、公民科科目は追加されなかった。2018年度入試から、早稲田大学政治経済学部入試でも「政治・経済」が選択科目から排除された¹²²⁾。私立大学入試の「政治・経済」一部問題には、「教科書の内容や学校の授業からかけ離れたような細かい知識を問うような問題は毎年散見される」¹²³⁾と指摘されるものの、近時、難問・奇問の減少が見えた¹²⁴⁾矢先のことである¹²⁵⁾。まず、残された「政治・経済」の入試問題においては、新課程の下では殊更、思考力を問うような出題への転換が期待されている。そして、そのような鋭意工夫を踏まえてではあるが、受験科目からなくなると、どうしても学習が疎かになり易いことが避けられないため、まさに高校の教育活動に影響を与えているのであるから、各大学（特に社会科学系学部）では、まずは、地歴科科目に加えて「政治・経済」か、歴史科目の単位数との均衡を勘案すれば、「倫理・『政治・経済』」を入試の選択科目として追加する方向を指向して欲しいところである。この際、入試における公民科科目の復興を掲げる際に念頭に置かれる科目は、名宛人が難関社会科学系学部であることもあり、やはりどうしても「政治・

経済」中心であることは否めないであろう。

他方、現在、「現代社会」は、国立大学二次試験科目としては東京学芸大学教育学部、信州大学教育学部など、私立大学の一般入試では一部学部の一部入試日程などに限定されている¹²⁶⁾。特に、入試の時期が遅いもので、数多くの選択科目の一つというケースが多い。センター試験の選択科目としても排除している国公立大学学部（主にいわゆる文系上位校）が散見される。この意味で、「現代社会」は、現実には、大学入試センター試験において、主に理系その他の受験生が選択する科目に特化してきている。「現代社会」は、専攻から遠い教科領域の総学習量の比較的少ない入試科目として、センター試験において（そして、ほぼこれのみで）選択が許される（主に中堅以下の）受験生から重宝されている、というのが最大公約数に思える。

以上を踏まえ、新課程における「公共」の大学入試でのあるべき扱いを考えたい。

まず、前述の通り、「現代社会」が国公立大学二次試験や私立大学一般入試で、基本的に主要な受験科目となっていないことに鑑みると、「公共」も「政治・経済」や「倫理」の基礎科目的性格を強めそうだと分析からしても、現在の「日本史A」や「物理基礎」がそれらの一般的な科目でないと同様、「公共」が単独でそこに含まれることは望まれる状況にない（逆に、基本レベルの確認が必要と考えれば、これらと並べて「公共」を選択科目とすることは考えられなくもない）。

そうすると、「公共」の入試科目としての可能性は、やはり、大学入試センター試験及び、その後継の大学入学共通テストということが見えてくる。現在の大学入試センター試験において、地歴科では「日本史A」、「世界史A」、「地理A」、理科では「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」を置いて基礎レベル（歴史科目においては近現代史中心）の出題を行っている。公民科ではこの位置付けで「現代社会」が出題されているが、「公共」の位置付けもそうなる。

新課程でも、「歴史総合」や「地理総合」が、いわゆるA科目に替えて、同じ位置付けで残るのであることからすれば、公民科でも、事実上、「政治・経済」などの基本部分となってきた「現代社会」に代えて「公共」が実施されるのが自然であり、他教科とのバランスからしてもそれが安定的である（ならば、尚更、科目名は「公民基礎」か「公民総合」でよかったことになる）。やはり、理系受験生等の選択科目という位置付けとなっていくであろう。

「倫理」、「政治・経済」、「倫理・『政治・経済』』という科目は、基本的に変化する要因はなさそうだが、類似の科目が混在し、特に受験生を混乱させていることは再考されるべきである。もし、以上3科目と「公共」が実施されるのであれば、「公共」と「政治・経済」や「倫理・『政治・経済』』とは範囲を画する筈であり、出題者及び大学入試センターは、範囲外の出題がなきよう、慎重に点検することが求められる。更に、移行期には「現代社会」が残ることも視野に入れねばならない。また、「公共」は基礎レベルであり、それと「政治・経済」や「倫理・『政治・経済』』との同時選択を禁じるのが（「日本史」と「歴史総合」、「物理」と「物理基礎」の関係を想起しても）あるべき措置のように思われる¹²⁷⁾。「日本史」、「世界史」、「地理」が総合科目まで含めば5単位（歴史を日本史・世界史で分割すれば4単位相当）であるのに対し、「倫理」も「政治・経済」も2単位科目であるので、これらと対等な入試科目とするのであれば、「公共」の内容を一部含むとしても、「倫理・『政治・経済』』（4単位相当）という科目は維持せねばならないという要請は根強いと思われる（この際、倫理分野と「政治・経済」分野の配点比は1:2とするのを暗黙の了解としておくことが、事を円滑に進めるであろう）。もし仮に、実際の出題を視野に入れたとき、これが困難であると考えるのであれば、「公共」が新課程における必修科目となることに鑑みて、大学入試センター試験の公民科科目については、「公共」のほかは、「倫理（「公共」に

おける倫理分野を含む)、「政治・経済（「公共」における政治・経済分野を含む）」及び「倫理・『政治・経済』（「公共」を含む）」とするか、もしくは「公共・倫理」、「公共・『政治・経済』」及び「公共・倫理・『政治・経済』」などとし、これらの科目と「公共」との同時選択はできないとする措置を講じるべきであろう。

ただこれでは、同じような科目が4つ残り、大学学部別に公民科科目の指定が複雑化しかねないという問題が残る。実際、選択する科目の組合せにより出願できる大学学部に大きな制約が生じるのであれば、全国的共通テストである意味が喪失してしまう。このため、「公共」を単独で試験科目に残さず、公民科は残る3科目とする、という大胆な策もあり得ないではない。「公共」の授業が実践的な討論や自主的な調査を期待されるのだとすれば¹²⁸⁾、僅か2単位で参加型の授業を実施することが期待されている¹²⁹⁾科目を大学入試で単独で実施することには疑問があるからである。仮に、学習指導要領等で「公共」が中学校における「特別の教科である道徳」との関連性を強調していると読め、道徳に点数評価は相応しくないならば、尚更である。模擬選挙なども全国的入試での点数化は難しい。逆に入試科目とするならば、相当の工夫が必要となろう。この場合、「政治・経済」及び「倫理」における「（「公共」を含む）」のウエイトは強まる（つまり、「政治・経済」及び「倫理」分野の難しい問題を避ける出題を推奨する可能性もある）。但し、これに従えば、「18歳選挙権時代の政治教育充実の社会的要請に応えるためには、『政治・経済』（4単位）の必修が常識」という理解¹³⁰⁾もあり、「倫理」が受験科目としての存在感が薄いため、およそ大学に進学したければ、選択科目である「政治・経済」を学習すべきという状況となる。そこでいっそ、「公共（「倫理」または「政治・経済」の基本部分の選択問題を含む）」と「倫理・『政治・経済』」を維持し、「倫理」と「政治・経済」をやめてしまうという方法もある（この出題パターン例として

図1参照¹³¹⁾。理科において「科学と人間生活」が単独で入試科目にならないとすれば、純粋に「公共」単独では入試科目としないのが、適切なバランス感覚なのかもしれない。受験生及び入試の現場、そして出題会議が混乱しないよう、明快な科目設定を望む（図2参照¹³²⁾。

大学入試センター試験の「政治・経済」では、マークシート方式による択一式出題のみを行っているが、思考力を見る設問を多く出題できることは実証済みと言えよう¹³³⁾。2017年11月13-24日のうちの任意の日と、2018年11月11日に実施された2回の大学入学共通テスト試行調査「現代社会」においても、ある考え方（考え方A）による帰結と別の考え方（考え方B）による帰結を問うなど、思考力を見る方向性は示されている。このため、記述式を導入して、かえって些細な知識の記憶を問うような設問に堕しないかとの懸念もあり、かつ、公民科の、ある種の価値評価を伴う科目を全国一律に行う試験で、論述式が相応しいという主張には、若干の躊躇も覚える。この点について、大きな形式的変化を望むものではない。論述式を一部で導入するとしても、複数の理由付けに得点可能性があるような正解設定が特に望まれよう。ただ、アクティブ・ラーニングの成果を入試問題で測る、特に全国統一の択一式優位の試験で測ることに限界を感じざるを得ない。二次試験（特に論述式）に委ねる潔さも必要ではないか。

なお、この、入試の「政治・経済」において、その学習の基礎となる「公共」分野は出題されないのかという疑問は、国公立大学の二次試験や私学の一般入試などに関しても、これまで十分議論されてきたとは言い難い（これらにおいて、「倫理」が単独で出題されることは稀有である）。大学入試出題者は、高校の教育課程を十分に踏まえていないと思しきことも多く、法学、政治学、経済学などで高校の教科書レベルであれば出題できると考え、これを外れても「時事問題」と称して出題してしまうことも多い。このため、特に議論がされずに時期が来れば、実際には高

倫理・「政治・経済」 (「公共」を含む)	第1問(28点) A問題 (「公共」総合: やや倫理寄り 記述問題含む)	第2問(24点) E問題高度化 (「倫理」から)	第3問(24点) D問題高度化 (政治分野)	第4問(24点) F問題高度化 (経済分野)
	公共 (倫理または「政治・経済」 の基本部分を含む)	第1問(28点) A問題 (「公共」総合: やや倫理寄り 記述問題含む)	第2問(24点) B問題 (必ず「公共」政治・経済分野 から)	第3問(24点) C問題 (倫理分野)
			第4問(24点) D問題 (政治分野)	第6問(24点) F問題 (経済分野)
			第3問と第4問の何れかを選択	第5問と第6問の何れかを選択

図1 大学入学共通テスト公民科出題パターン例

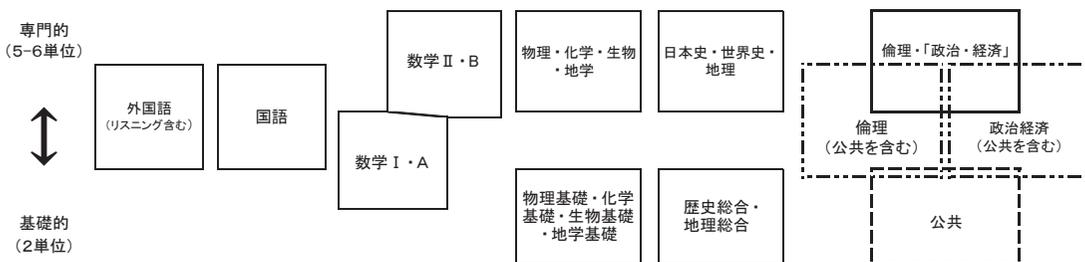


図2 大学入学共通テストとして想定される科目 (「公共」と、「倫理」及び「政治・経済」はあるいはバーターにできる)

校の「公共」分野が私学入試に出題されることがあると身構える必要もあろう。そう考えると、入試科目においては、「政治・経済 (「公共」における政治・経済分野を含む)」であるとか、あるいはいっそ、「公共の扉」領域も含めて、「公共・『政治・経済』」を出題科目として公示する方が受験生や高校教員には分かり易く、適切であろう (現在、「倫理・『政治・経済』」で出題されている大学学部については「公共・倫理・『政治・経済』」が妥当、ということになる)。こういった配慮は、新課程が動き出す前に、各大学の入試担当者が行い、事前に公表しておく必要を感じるものである。

おわりに

新科目「公共」登場により、何が変わり、何が変わりそうにないか、或いは、何が変わるべ

きで、何が変わるべきでないかと論じてきた。本科目の維持には、まず、非道徳科目性をはっきり確認しておく必要がある。当初の政治的困惑は意味がなくなりつつあるが、そのために基礎や総合と名付けられなかったことから生ずる弊害は、今後混乱の素となる危険性を孕んでいる。特に「政治・経済」などとの関係を明確にする幅広く弛まぬ努力により整理していくことが必要である。

無論、その努力として、「模擬裁判のシナリオやマニュアルの充実」¹³⁴⁾ や「授業研究・教材研究のより一層の充実」¹³⁵⁾ が大事であることは当然過ぎる。重要なのは、公民科の体系の中で、或いは、中・高・大という流れの中で、新科目「公共」の位置付けを考えることである。これらについては、広義の社会科学に携わる者に、様々な立場の違いはあれど、制度を批判しつつ

も制度の中で妥当な運用を模索し、予測して行動することが望まれているものである¹³⁶⁾。

注

- 1) 学習指導要領は、教育内容部分については教員出身の各科目の専門家である視学官や教科調査官の専管事項であったが、臨教審答申を反映した1992年度小学校のそれからは、事務官僚(キャリア官僚)も業務に加わり始めた。1995年には教育課程企画室が設けられ、キャリア官僚である室長が次期改訂の牽引役となっていた。寺脇研『文部科学省』36-37頁(中央公論新社, 2013)。
- 2) http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2018/07/11/1384661_6_1_2.pdf
- 3) 桑山俊昭「新科目『公共』をどう見るか」歴史地理教育 881号 22頁(2018) 同旨。
- 4) 高橋美恵子『「民主主義」の学び方—1948-49年発行の教科書『民主主義』と高校新設教科『公共』から』関東学院大学人文学会紀要 137号 123頁(2017)。
- 5) 「倫理・社会」は、倫理学・哲学と社会学という異なる分野を合算した科目と言え、一つの科目としての目的を見出すのが難しい側面もあった。筑波大学附属高校における太田哲男の近代日本政治思想史研究などにほぼ徹した授業は、科目の不整合さに抗する手法であったろう。苅部直『丸山眞男』228頁(岩波書店, 2006)より。
- 6) 確かに、戦後民主化教育の象徴である「社会科」の解体は、「戦後政治の総決算」を掲げた中曽根康弘首相の意向に沿ったものであるとの感触もないではないが、一方では、人文科学に属する歴史学や地理学(地理学については、理学部所属の東北大学、東京大学(現在は教養学部学際科学科)、旧東京教育大学(現在は筑波大学生命環境学群地球学類)、東京都立大学(現在は都市環境学部)の流れを汲んだ「地理A」=自然地理学が存在していたが、現在の学習指導要綱では旧「地理B」=人文地理学的内容とすることが求められている)と社会科学に属する法学・政治学・経済学・社会学の分野が高校で同じ教科でよいのかという疑問もなくはなかった。なお、現在でも、哲学・倫理学を内容とする「倫理」は公民科に属しており、必ずしも適切な整理とは言えない側面もあるように感じられる。なお、地歴科と公民科を総称して「社会科」と呼ぶ用法は健在である。
- 7) 以上、兼重宗和「社会科解体について」徳山大学論叢 29号 135頁(1988)、坪井龍太「法教育に関する一考察—高等学校公民科における憲法教育の充実を目指して」中大法学新報 117巻 7=8号 689頁, 694-696頁(2011)などによる。
- 8) 長年、一橋大学の二次試験前期日程もそうである。
- 9) 伝聞であるが、「現代社会」の担当教員は、主たる担当が地歴科である場合が多いようである。実際、教育学部学生から、地理や歴史の授業らしくなくなるとのことへの抵抗もあったという。上田理恵子「法教育について教員養成課程の学生と考える」熊本大学教育実践研究 30巻 123頁, 126頁(2013)。関連して、同「教員養成課程における法教育の担い手養成にあたって—教育専門教育担当教員の視点から」熊本大法と教育 2巻 87頁(2012)、同「教員養成課程の学生からみた法教育」熊本大学教育実践研究 34巻 99頁(2014)も参照。筆者は、浅子和美ほか『高等学校 新現代社会』(帝国書院, 2013)の執筆にあたり、地図や年表の増加を建言したことがある。
- 10) 田巻竜介「18歳選挙権背景に『公共』を新設」内外教育 6648号 8頁(2018)。
- 11) 竹内瑞穂「模擬選挙や議会を提案」内外教育 6688号 6頁, 7頁(2018)。ただ、この主張は因果関係の把握に疑問がある。元の複雑で、かつ、弱い立場の消費者に酷な規定が残存していた時代ほど、消費者教育は必要だった筈である。寧ろ、消費者主権の主張の高まりが民法改正の原動力になり、かつ、高校教育の内容も動かし、と言うべきではないか。また、定期的に、消費者教育の充実が「公共」新設の主要動力源ではないことも明らかである。
- 12) 併せて、大村敦志「法教育からみた民法改正」NBL 940号 10頁(2010)、日野修一「民法改正が法教育及び実務に与える影響に関する考察—中間試案をベースに」東海法科大学院論集 5号 37頁(2014)も参照。
- 13) 橋本康弘「新学習指導要領における法教育—法教育に関して法律実務家に求められること」法律のひろば 65巻 10号 4頁, 7頁(2012)など参照。
- 14) 栗田佳泰「『公共』における主権者教育、愛国心教育、憲法教育—憲法パトリオティズムとリベラル・ナショナリズム、それぞれの視座から」新潟大法制理論 51巻 3=4号 1頁(2019)。
- 15) 一ノ瀬正樹「高校新科目『公共』についての哲学的覚え書き」思想 1139号 139頁, 146頁(2019)。
- 16) 以前、歴史科目担当の教員は古代や中世に興味を持つ方が多く、ここに時間をかけ過ぎる結果、近現代史が高校の「日本史」と「世界史」では時間切れで教えられないことが多かったと言われていた。このため、寧ろ第二次世界大戦以降の歴史は「現代社会」の守備範囲にすべき

- ではないかとの感想もあったが、今後は「歴史総合」の適切な運用によって、この問題も解消される筈である。
- 17) このシステムの中で生じそうなことは、多くの高校で基礎科目として物理、化学、生物の3科目が選ばれ、地学が選ばれないであろうということである。工学系学部入試は物理と化学が必修とされることが多く、医歯薬系学部入試で生物が選択科目として加わることが多いという現状がある。東日本大震災など自然災害の多い日本で、これでよいのか、異論もあろう。立花義裕「豪雨地域に住む人々の気象学の知的レベルと気象災害—高校地学を必修化すれば、天災被害は激減する」(<http://www.bio.mie-u.ac.jp/kankyo/shizen/lab1/saigai.htm>) など参照。
- 18) 一ノ瀬前掲註15) 論文159頁。
- 19) 栗田前掲註14) 論文4-5頁。なお、第1の波は18世紀の農業革命、第2の波が産業革命、第3の波が情報革命である。アルビン・トフラー(徳山二郎監訳)『第三の波』(日本放送出版協会, 1980)。そして、第4の波はデジタル化(デジタル革命)であるとされる。
- 20) 福岡俊俊「高校新科目『公共』がもたらす課題と実践の課題」人間と教育93号86頁, 87頁(2017)。
- 21) 橋本康弘編『高校社会「公共」の授業を創る』14-15頁(明治図書, 2018)。
- 22) 保立雅紀「新科目『公共』の4主体育成に向けた高等学校公民科の学習指導—インターネットを利用したビジネス・IoT・ビッグデータの活用による社会の変化の学習を通して」公民教育研究25巻77頁, 78頁(2017)。
- 23) 橋本編前掲註21) 書12-13頁。
- 24) http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afiledfile/2019/03/28/1407073_04_1_1.pdf
- 25) 関連して、近時、君主制への親近感を見せる、君塚直隆『立憲君主制の現在—日本人は「象徴天皇」を維持できるか」(新潮社, 2018)などが刊行されたため、誤解が生じる恐れもあるが、日本国憲法1条は、「主権の存する日本国民」と謳っており、日本国憲法が民主主義原理に依って立つ民定憲法であって、欽定(君主制)憲法でも、1830年フランスのシャルトのような協約憲法でもないことは明らかである。このため、世界地図で、君主制と共和制とを色分けする際、日本国を「その他」などとするのは、公法学的には誤りと言ってよい。
- 26) 大沼保昭『国際法』20頁(筑摩書房, 2018)は、「日本政府が長年主張し、メディアがそれを無批判に広めてしまった『固有の領土』論も、国際法学者からみると困ったものである。日本政府が、対外交渉との関係で『北方領土』、尖閣諸島、竹島などを『固有の領土』と性格づけることにはそれなりの理由——わたし自身は批判的だが——があった。しかし、政府がそうだからといって、メディアや一般の市民が『北方領土』、尖閣諸島、竹島問題を『固有の領土』といった用語・論法で考え、議論すべきことにはならない」と指摘する。実際には、日ソもしくは日口間の条約などを国際法上解釈することをしなければ、例えば、戦後の条約での千島列島の放棄の意味についての国際的に説得力ある主張にならない筈である。但し、日本の高校までの検定済教科書が、そのことをフランクに記述すべきかは微妙なところであり、日本政府の見解が「固有の領土」論であることなどを客観的に記述するのが妥当な線のように思える。
- 27) 栗田前掲註14) 論文14頁。
- 28) 吉村朋代「新しい公民科目と『法教育』—主権者教育・シティズンシップ教育との関係と課題」広島国際大学教職教室教育論叢7号35頁, 37頁(2015)より引用。
- 29) 細戸一佳「高校公民科の新科目『法教育』を考える」中等社会科教育研究34号15頁, 16-17頁(2015)より引用。
- 30) 同上16頁より引用。
- 31) 以上、鶴田敦子「国民主権の冠をはずした『公民』の育成—高等学校道徳・規範科目『公共』クレスコ16巻7号24頁, 25頁(2016)より。
- 32) 細戸前掲註29) 論文21頁。
- 33) 子安潤「新科目『公共』の問題点と可能性」高校生活指導201号106頁, 109頁(2016)。
- 34) 同上110頁。
- 35) 同上107頁。
- 36) 高橋秀和「小中学校『特別教科道徳』・高校『公共』で子どもたちは…?」建設労働のひろば107号28頁, 31-32頁(2018)。
- 37) 鶴田前掲註31) 論文24頁。「自民党政策集J-ファイル2010」も参照。このほか、杉浦真理「高校の新教科『公共』の問題点と自主編成への視座」人権と部落問題71巻4号31頁(2019)なども参照。
- 38) 桑山前掲註3) 論文23頁。
- 39) 得居千照「公共的に『法』を考える教室空間の創造—哲学対話を用いた法教育の実践を手がかりに」法と教育8号17頁, 20頁(2017)。
- 40) 長谷川真里ほか「法的推論と法教育—心理学研究の到達点と法教育」法と心理11巻1号83頁, 84頁(2011)[吉岡昌紀]。関連して、同ほか「法教育の現状と可能性—シティズンリテラシーを考える」同12巻1号67頁(2012)も参照。
- 41) 一ノ瀬前掲註15) 論文147頁。
- 42) 子安前掲註33) 論文111頁。
- 43) 阿部哲久「『対立をこえる力』の育成をめざした新科目『公共』の授業モデル開発—『直観』

に着目した授業構成の検討、国際法を題材として」広島大附中・中等教育研究紀要65号21頁、24頁(2019)は、「必要となるのは『専門知』を持つ科学者と現場の知としての『ローカルな知』を持つ市民の間の対話による、いわば専門知とローカルな知の共存共栄モデルである」とし、更に、「元々自然科学に関わって使われたこれらの概念であるが、『公共』で扱おうとしている『答えの無い問題』も共通する性質を持っており、参照することには意義があると考え」と述べるのである。

- 44) 教科書検定制度の合憲性については、君塚正臣『司法権・憲法訴訟論下巻』595頁以下(法律文化社、2018)など参照。
- 45) 最大判昭和51年5月21日刑集30巻5号615頁。本判決は、教育法学界では「最高裁学テ判決」と一般に言われるようである。君塚正臣編『法学部生のための選択科目ガイドブック』148頁(ミネルヴァ書房、2011)[小泉広子]参照。本件評釈には、室井力「判批」法律時報48巻9号36頁(1976)、同「判批」塩野宏=小早川光郎編『行政判例百選Ⅰ』〔第3版〕92頁(1993)、有倉遼吉「判批」法学セミナー256号10頁(1976)、永井憲一「判批」同260号(1976)、同「判批」立正法学10巻1=2=3=4号1頁(1977)、伊藤公一「判批」判例タイムズ338号13頁(1976)、S・H・E「判批(上、中、下)」時の法令936号28頁、937号55頁、938号58頁(1976)、平原春好「判批」ジュリスト臨時増刊642号『昭和51年度重要判例解説』23頁(1977)、同「判批」芦部信喜編『憲法判例百選Ⅱ』234頁(1980)、森田明「判批」小林直樹編『憲法の判例』〔第3版〕167頁(有斐閣、1977)、同「判批」樋口陽一=野中俊彦編『憲法の基本判例』〔第2版〕142頁(有斐閣、1996)、神田修「判批」判例評論215号13頁(1977)、竹内俊子「判批」名大法政論集71号224頁(1977)、吉川経夫「判批」警察研究49巻11号59頁(1978)、金子正史「判批」雄川一郎編『行政判例百選Ⅰ』108頁(1979)、鈴木英一「判批」小林直樹=兼子仁編『教育判例百選』〔第2版〕88頁(1979)、今井功「判批」法曹時報31巻11号108頁(1979)、同「判批」最高裁判所調査官室編『最高裁判所判例解説刑事篇昭和51年度』166頁(法曹会、1980)、兼子仁「判批」同編『教育判例百選』〔第3版〕46頁(1992)、同「判批」成田頼明=磯部力編『地方自治判例百選』〔第2版〕6頁(1993)、若狭勝「判批」研修591号47頁(1997)、内野正幸「判批」芦部信喜ほか編『憲法判例百選Ⅱ』〔第4版〕300頁(2000)、木下智史「判批」杉原泰雄=野中俊彦編『新判例マニュアル憲法Ⅱ』228頁(三省堂、2000)、坂田仰「判批」月刊高校教育36巻11号84頁(2003)、井上典之「判批」法学セミナー624号54頁(2006)、藤井樹也「判批」佐藤幸治=土井真一編『判例講義憲法Ⅱ』199頁(悠々社、2010)、小林博志「判批」宇賀克也ほか編『行政判例百選Ⅰ』〔第6版〕52頁(2012)、米沢広一「判批」長谷部恭男ほか編『憲法判例百選Ⅱ』〔第6版〕300頁(2013)、市川須美子「判批」磯部力ほか編『地方自治判例百選』〔第4版〕6頁(2013)、山田隆司「判批」法学セミナー725号70頁(2015)、山本寛英「判批」宇賀克也ほか編『行政判例百選Ⅰ』〔第7版〕44頁(2017)などがある。このほか、小林直樹ほか「特集・学力テスト最高裁判決」ジュリスト618号18頁(1976)、杉浦繁ほか「特集・学力調査最高裁判決をめぐって」法律のひろば29巻8号4頁(1976)、星野安三郎ほか「特集・学力テスト事件大法廷判決」判例時報814号3頁(1976)、尾山宏「最高裁と2つの学テ事件判決—2判決の色合いの違いの意味するもの」労働法律旬報908号81頁(1976)、有倉遼吉ほか「特集・最高裁学テ判決の総合的研究」季刊教育法21号3頁(1976)、安達和志「地方教育行政における教育課程『管理権』の根拠と限界—日の丸・君が代裁判に寄せて」神奈川ロージャーナル2号45頁(2009)などもある。
- 46) 筆者は、法解釈は立法者(立憲者)意思もしくは起草者意思に従うべきだという原意主義的立場や、歴史解釈が法解釈を規定するという歴史解釈主義の立場を採らない。ただ、それらや文言は解釈の一つの重要な根拠だと思われる。君塚正臣「対審権と伝聞証拠—The Story of Crawford v. Washington, 541 U.S. 36(2004)」大沢秀介=大林啓吾編『アメリカ憲法判例の物語』411頁、438頁(成文堂、2014)、同『司法権・憲法訴訟論上巻』233頁(法律文化社、2018)、同「憲法14条『信条』による差別・再考—自由であるべきとされる『思想及び良心』との峻別は可能か」横浜法学27巻3号111頁、138頁注101(2019)など参照。
- 47) この点、小・中・高社会科や公民科の教科書においては、文科省もそうであるが、それに反対する側も「民主主義」を旗印に「立憲主義」を古いものとして避けてきたことにも理由があるろう。学習は必要である。佐藤幸治『立憲主義について』(左右社、2015)、同『世界史の中の日本国憲法—立憲主義の史的展開を踏まえて』(左右社、2015)など参照。
- 48) 吉田俊弘「憲法教育と高大接続—立憲主義と憲法尊重擁護義務を中心に」大正大学教育開発推進センター年報2号34頁、41頁(2017)。
- 49) 高橋前掲註4)論文125頁以下など参照。
- 50) 木佐茂男ほか『テキストブック現代司法』〔第6版〕113頁(日本評論社、2015)[木佐=上石

- 主一] が示すように、「最高裁が違憲判断を示した裁判例は、諸外国に比べて多くなく、その消極性が指摘されてきた」。但し、同書114頁にいう「法令自体は合憲だが、当該事件に適用することを違憲と判断した適用違憲のケースも、ほぼ同じ程度ある」は、最高裁の記述としては全くの誤り。明示的な適用違憲判決は皆無と言ってよい。しかし、近年、裁判官の世代交代のせいか、違憲判断や事実上の違憲判断（先例と区別し、法令の解釈により当該事案で救済を図る、など）が増えている。君塚前掲註44）書43頁以下など参照。最高裁判事自身のコメントとして、藤田宙靖『最高裁回想録—学者判事の七年半』（有斐閣、2012）、同『裁判と法学—「最高裁回想録」補遺』（有斐閣、2016）、泉徳治『私の最高裁判所論—憲法の求める司法の役割』（日本評論社、2013）、同ほか『一步前へ出る司法—泉徳治元最高裁判事に聞く』（日本評論社、2017）、福田博ほか『福田博 オーラルヒストリー—「一票の格差」違憲判断の真意：外交官としての世界観と最高裁判事の10年』（ミネルヴァ書房、2016）、千葉勝美『違憲審査—その焦点の定め方』（有斐閣、2017）など参照。
- 51) 最大決平成25年9月4日民集67巻6号1320頁。本件評釈には、高井裕之「判批」長谷部恭男編『憲法判例百選Ⅰ』〔第6版〕62頁（2013）、伊藤正晴「判批」ジュリスト1460号88頁（2013）、同「判批」法曹時報68巻1号292頁（2016）、同「判批」最高裁判所調査官室編『最高裁判所判例解説民事篇平成25年度』356頁（法曹会、2016）、蟻川恒正「判批」法学教室397号102頁（2013）、同「判批」同399号132頁（2013）、同「判批」同400号132頁（2014）、同「判批」法学77巻6号1頁（2014）、水野紀子「判批」法律時報85巻12号1頁（2013）、同「判批」法学教室401号別冊附録『判例セレクト2013-1』25頁（2014）、同「判批」東北ローレビュー1号9頁（2014）、斎藤一久「判批」法学セミナー706号108頁（2013）、同「判批」季刊教育法181号114頁（2014）、松尾弘「判批」法学セミナー706号110頁（2013）、尾島明「判批」法律のひろば66巻12号35頁（2013）、二宮周平「判批」戸籍時報703号2頁（2013）、同「判批」旬刊速報税理32巻33号30頁（2013）、松原正明「判批」戸籍時報703号13頁（2013）、安達敏男＝吉川樹士「判批」同92頁、村重慶一「判批」同104頁、藤原彰吾「判批」金融法務事情1980号4頁（2013）、潮見佳男「判批」同1982号1頁（2013）、同「判批」法律時報別冊『私法判例リマークス』49号66頁（2014）、笹川豪介「判批」金融法務事情1983号28頁（2013）、榎原富士子「判批」法と民主主義482号38頁（2013）、佐藤健二「判批」月刊大阪弁護士会713号61頁（2013）、本山敦「判批」金融・商事判例1430号8頁（2013）、同「判批」月報司法書士503号60頁（2014）、同＝奈良輝久「判批」金融・商事判例増刊1436号32頁（2014）、浅井弘章「判批」銀行法務2157巻12号56頁（2013）、依田孝子「判批」税研JTRI29巻4号97頁（2013）、林仲宣「判批」税務弘報61巻12号43頁（2013）、市野瀬齋子「判批」税理56巻14号78頁（2013）、大石和彦「判批」筑波ロー・ジャーナル15号111頁（2013）、中里実「判批」ジュリスト1465号8頁（2014）、野坂泰司「判批」ジュリスト臨時増刊1466号『平成25年度重要判例解説』15頁（2014）、前田陽一「判批」同95頁、井上典之＝幡野弘樹「判批」論究ジュリスト8号96頁（2014）、糠塚康江「判批」法学教室400号81頁（2014）、川岸令和「判批」法学教室401号別冊附録『判例セレクト2013-1』3頁（2014）、西希代子「判批」同403号52頁（2014）、渡辺康行「判批」新・判例解説Watch14号23頁（2014）、渡邊泰彦「判批」同105頁、同「判批」判例評論665号2頁（2014）、徳岡由美子「判批」金融法務事情2004号46頁（2014）、田中壯太「判批」NBL1017号68頁（2014）、棚村政行「判批」自由と正義65巻1号97頁（2014）、橋本昇二「判批」市民と法85号13頁（2014）、寺尾洋「判批」公証法学44号93頁（2014）、田中佑佳「判批」阪大法学64巻2号233頁（2014）、山崎友也「判批」金沢法学56巻2号165頁（2014）、中曾久雄「判批」愛媛法学会雑誌40巻3=4号87頁（2014）、青柳幸一「判批」明治大学法科大学院論集15号1頁（2014）、16号1頁（2015）、百地章＝小関康平「判批」日本法学80巻1号233頁（2014）、飯田稔「判批」亜細亜法学49巻1号43頁（2014）、横尾日出雄「判批」CHUKYO LAWYER21号29頁（2014）、幡野弘樹「判批」水野紀子＝大村敦志編『民法判例百選Ⅲ』116頁（2015）、長尾英彦「判批」中京法学49巻3=4号319頁（2015）、伊藤雅康「判批」札幌学院法学32巻1号1頁（2015）、林康弘「判批」月刊税務事例48巻4号56頁（2016）、井上一洋「判批」広島法学39巻4号198頁（2016）、比嘉正「判批」琉大法学95号1頁（2016）、齋藤民徒「判批」法学セミナー増刊『速報判例解説』20号319頁（2017）、伊藤正晴「判批」ジュリスト増刊『最高裁時の判例8 平成24-26年』2頁（2018）などがある。このほか、高山崇彦＝小林貴恵「嫡出でない子の相続分に関する最大決平25.9.4の生命保険実務に与える影響」金融法務事情1981号40頁（2013）、泉徳治「婚外子相続分差別規定の違憲決定と『個人の尊厳』」世界849号229頁（2013）、「特集・婚外子相続差別違憲決定の影響と課題」自由と正義65巻

- 3号8頁(2014),高橋和之ほか「非嫡出子相続分違憲最高裁大法廷決定の多角的検討」法の支配175号5頁(2014),岡本雅弘「婚外子相続分差別違憲決定についての雑感」金融法務事情1985号5頁(2014),中光弘ほか「非嫡出子の相続分に関する最高裁決定と銀行の預金および貸金実務—具体的事例に基づく検討」同1997号54頁(2014),二宮周平「婚外子相続分差別違憲決定が問いかけたものは何か」部落解放687号98頁(2014),海江田誠「非嫡出子相続分規定の違憲決定による実務的な影響」横浜弁護士会専門実務研究9号171頁(2015),本山敦「講演・婚外子相続分差別違憲決定と相続法改正問題」東北学院大学法学政治学研究所紀要23号1頁(2015),中林暁生「婚外子法定相続分規定違憲決定」長谷部恭男編『論究憲法』317頁(有斐閣,2017)などもある。
- 52) 最大判平成27年12月16日民集69巻8号2427頁。本件評釈には,渡邊泰彦「判批」民商法雑誌152巻3号287頁(2015),加本牧子「判批」ジュリスト1490号88頁(2016),同「判批」法曹時報69巻5号208頁(2017),同「判批」最高裁判所調査官室編『最高裁判所判例解説民事篇平成27年度下』642頁(法曹会,2018),前田陽一「判批」法学教室429号15頁(2016),笹田栄司「判批」同430号125頁(2016),神橋一彦「判批」同133頁,久保野恵美子「判批」同136頁,同「判批」論究ジュリスト18号72頁(2016),床谷文雄「判批」法律時報別冊『私法判例リマークス』53号54頁(2016),作花知志「判批」法学セミナー734号39頁(2016),堀口悟郎「判批」同108頁,朝田とも子「判批」同735号109頁(2016),戸部真澄「判批」新・判例解説Watch19号33頁(2016),犬伏由子「判批」同105頁,尾島明「判批」法律のひろば69巻4号66頁(2016),建石真公子「判批」判例時報2284号53頁(2016),窪田充見「判批」同57頁,武田万里子「判批」判例評論694号2頁(2016),安達敏男=吉川樹士「判批」戸籍時報735号35頁(2016),二宮周平「判批」同736号2頁(2016),同「判批」部落解放723号94頁(2016),村重慶一「判批」戸籍時報736号47頁(2016),澤田省三「判批」戸籍925号14頁(2016),窪田充見「判批」家庭の法と裁判6号7頁(2016),宇賀克也「判批」法の支配183号84頁(2016),堂園幹一郎「判批」同106頁,本山敦「判批」同131頁(2016),佐々木雅寿「判批」月報司法書士532号75頁(2016),近江美保「判批」国際人権27号105頁(2016),井上一洋「判批」広島法学39巻4号198頁(2016),中曾久雄「判批」愛媛法学会雑誌42巻3=4号173頁(2016),畑尻剛「判批」白門68巻5号31頁(2016),飯田稔「判批」亜細亜法学51巻1号87頁(2016),2号285頁(2017),大竹昭裕「判批」青森法政論叢17号117頁(2016),木下智史「判批」ジュリスト臨時増刊1505号『平成28年度重要判例解説』18頁(2017),木村敦子「判批」同86頁,稲葉馨「判批」法学80巻6号1頁(2017),横尾日出雄「判批」CHUKYO LAWYER26号11頁(2017),阿部純子「判批」大東法学27巻2号1頁(2018)などがある。このほか,巻美矢紀「憲法と家族—家族法に関する2つの最高裁大法廷判決を通じて」長谷部恭男編『論究憲法』331頁(有斐閣,2017)などもある。
- 53) 最大判平成27年12月16日民集69巻8号2586頁。本件評釈には,畑佳秀「判批」ジュリスト1490号97頁(2016),同「判批」法曹時報68巻12号213頁(2016),同「判批」最高裁判所調査官室編『最高裁判所判例解説民事篇平成27年度下』708頁(法曹会,2018),上田健介「判批」法学教室430号126頁(2016),中里見博「判批」同431号30頁(2016),二宮周平「判批」法律時報別冊『私法判例リマークス』53号58頁(2016),同「判批」戸籍時報737号28頁(2016),同「判批」部落解放727号94頁(2016),石崎学「判批」新・判例解説Watch18号31頁(2016),羽生香織「判批」同19号109頁(2016),寺原真希子「判批」法学セミナー734号94頁(2016),同「判批」183号120頁(2016),斎藤一久「判批」法学セミナー735号108頁(2016),尾島明「判批」法律のひろば69巻4号66頁(2016),建石真公子「判批」判例時報2284号53頁(2016),窪田充見「判批」同57頁,床谷文雄「判批」判例評論694号26頁(2016),平田厚「判批」法の支配183号84頁(2016),宇賀克也「判批」同84頁,常岡史子「判批」同120頁,佐々木雅寿「判批」月報司法書士532号75頁(2016),安達敏男=吉川樹士「判批」戸籍時報735号35頁(2016),村重慶一「判批」同736号44頁(2016),水野紀子「判批」家庭の法と裁判6号15頁(2016),畑尻剛「判批」白門68巻5号31頁(2016),齋藤美沙「判批」明治大法学研究論集45号1頁,伊藤弘子「判批」愛知学院大学法学部同窓会創立55周年記念『法学論集第5巻』546頁(2016),佐藤一明「判批」日本経大論集45巻2号97頁(2016),小山剛「判批」ジュリスト臨時増刊1505号『平成28年度重要判例解説』21頁(2017),野村豊弘「判批」同89頁,高橋勇人「判批」法学80巻6号41頁(2017),篠原永明「判批」甲南法学57巻3=4号605頁(2017),濱口晶子「判批」龍谷大社会科学研究年報47号97頁(2017),横尾日出雄「判批」CHUKYO LAWYER26号11頁(2017),江藤祥平「判批」自治研究94巻5号127頁(2018),山羽祥貴=幡野弘樹「判批」法

- 学協会雑誌 135 巻 6 号 1440 頁 (2018), 田代重紀「判批」早稲田法学 93 巻 3 号 103 頁 (2018) などがある。このほか、坂本洋子「別姓訴訟—立法不作為の違法性を問う!」時の法令 1933 号 46 頁 (2013), 「特集・再婚禁止期間, 夫婦別姓訴訟大法院判決 [最高裁平成 27.12.16]」論究ジュリスト 18 号 72 頁 (2016) などがある。
- 54) それでもなお、非嫡出子相続分差別規定違憲判決の際、産経新聞 2013 年 9 月 5 日朝刊は長谷川三千子による「法の賢慮が平等主義に敗れ去った」とする否定的なコメントを載せ、毎日新聞 2013 年 9 月 5 日朝刊は水野紀子による「日本は欧米諸国に比べて配偶者の地位が低い」などとする、既婚女性の既得権に傾斜したコメントを載せているという。坪井龍太「最高裁判所憲法判例から見る『法と家族』に関する考察—法教育での判例教材の活用可能性を視野に入れながら」東洋英和大学院紀要 13 号 81 頁, 90 頁 (2017) より引用。
- 55) その問題点については、君塚正臣「幸福追求権と司法審査基準—『私事と自己決定』の憲法的保障範囲と程度—『司法権・憲法訴訟論』補遺 (4)」横浜法学 26 巻 1 号 61 頁 (2018) 参照。なお、一ノ瀬前掲註 15) 論文 147 頁は、『『自立性』あるいは『自律性』という、近代的概念を字義通りに受け取ることは強い疑義を持つ。』『人間というのは、他者の影響を受け、悪く言えば洗脳されやすく党派的な行動を取りがちな存在で、主張も必ずしも首尾一貫せず、はっきり言えば、偽善的な存在で、要するにむしろ『他律的』で『非合理的』な存在である。』『人間の自立性・自律性を疑わないという研究者がもしいるとするなら、そういう人とは多分私は会話ができない。事実認識が違いすぎる。むしろ、『自立性』を達成すべきだ、といった理念的な主張は十分に理解可能である、しかし、それはあくまで統整的に掲げられる理念であって、それにどのくらい近づけるか、といった量的な形でしか実際には機能しないだろう、したがって、『自立した主体』というのは、『どういう条件・どういう意味の下でそれを目指すべきなのか』という問いをいわば論理的に要請する概念である。今回の『公共』ではそうした事情が組み込まれたこと、評価されてよい』と語る。
- 56) 石原千秋『国語教科書の中の「日本」』37 頁表 1 (筑摩書房, 2009), 君塚前掲註 44) 書 301 頁注 7 参照。
- 57) 岩切大地ほか「大学入学時における憲法学習状況の実態調査—高大接続の憲法教育に向けて」立正大学法制研究所研究年報 19 号 3 頁, 10 頁 (2014) によると、12 大学 1886 名 (1 年生が 1434 名) を調査したところ、「アフーマティブ・アクション (積極的差別是正措置)」, 「適正手続の保障」, 「公務員の人権問題」, 「通信の秘密」, 「国家賠償」については、高校段階で「全く習っていない」と評価できるとしている。例えば、「アフーマティブ・アクション (積極的差別是正措置)」については、「わからない (聞いたことが無い)」が 36%, 「習ったことはないが自分で勉強した」が 1%, 「全く習ったことが無い」が 34% で、以上合計が 71% に達している。同論文 30 頁資料 4 より。同資料によると、「公務員の人権問題」で 28% が「全く習ったことが無い」と答えているほか、「検閲」で 24%, 「憲法の私人間効力」で 23%, 「議員定数不均衡問題」で 19% が、「統治行為論」で 20% が「全く習ったことが無い」と回答しており、由々しき問題である。同様の調査は、吉田前掲註 48) 論文でもなされている。同論文 37 頁によると、「財政民主主義」や「憲法の私人間効力」, 「議員定数不均衡問題」, 「適正手続の保障」, 「憲法尊重擁護義務」などが、習っていないものとして目立つ。
- 58) この方向性の法教育の実践として、中平一義「法とルール的基本的価値を扱う法教育授業研究—私的自治の原則の現代的修正を題材にして」社会科教育研究 114 号 41 頁 (2011) などがある。関連して、同「法教育実践と社会科教員の実態に関する調査分析研究—新潟県社会科教育研究会における調査から」上越教育大学研究紀要 36 巻 1 号 141 頁 (2016), 同「法教育における法的判断原理—法の 4 要素説を基にした動的構造の研究」同 37 巻 2 号 491 頁 (2018), 同「法教育研究の現代的到達点とその課題—『リーガル』と『法の役割・機能』の視点から」同 38 巻 1 号 103 頁 (2018) などもある。
- 59) 卑近な話であるが、筆者は現在、住んでいるマンションの管理組合の理事長をしている。区分所有者の 1 名が賃貸させながら管理費を支払わないという事態が続き、被告欠席のまま支払いを命じる判決が下り、確定した。東京地判平成 31 年 3 月 13 日判例集未登載。シンプルな事例であり、法教育がなされていれば、事態は容易に理解されて、より短期間に平穏に解決されたのではないかと思える。まさに、「法教育は究極の予防法務である」。佐々木琢至「司法書士が法教育を行う意義」月報司法書士 548 号 12 頁, 13 頁 (2017)。そして、「広く法全般の理解をめざし、権利・自由を自覚的に扱う法教育により、DeSeCo キー・コンピテンシーの個人・社会・国家像を補強し、誤用や逸脱を防ぐことができるはずである。」西脇保幸 = 吉田浩幸「法教育と DeSeCo キー・コンピテンシー—PISA の視座を越えて」横浜国立大学教育人間科学部紀要 1 教育科学 16 巻 83 頁, 94 頁 (2014)。DeSeCo とは、OECD が 1997 年末に

- 始め、2003年に最終報告を纏めたプロジェクト、Definition and Selection of Competencies(コンピテンシーの定義と選択)であり、PISA調査(15歳の生徒により国際的な教育水準を、読解リテラシー、数学的リテラシー、科学的リテラシーに分けて調査するもの)の概念枠組みの基本となるものである。同論文86-87頁による。
- 60)「特集・法教育の充実をめざして」ジュリスト1266号6頁(2004)、「特集・加速する法教育」同1353号2頁(2008)、「特集・法教育と法律学の課題」同1404号8頁(2010)、「特集・なぜいま『法教育』か—学校教育で法を教える」法学セミナー662号8頁(2010)、「設立総会・第1回学術大会」法と教育1号4頁(2010)、「設立準備総会・シンポジウム」同118頁、「特集2・法教育—その到達点とこれからのを考える」自由と正義62巻3号36頁(2011)、「特集・法教育を実践する」月報司法書士484号2頁(2012)、「江澤和雄「わが国における法教育の現状と当面する課題」レファレンス64巻1号35頁(2014)」、君塚正臣「続・私立大学入学試験『政治・経済』における日本国憲法の扱いについて—司法制度改革・法教育の導入以降」横浜国際社会科学研究所20巻3号15頁、26頁以下(2015)など参照。
- 61)「公共」では、民法や刑法の領域が増えた感がある。これに対し、労働法や国際法の分野は、「政治・経済」などで充実していた。君塚正臣編『高校から大学への法学』〔第2版〕(法律文化社、2016)の成果か。この初版(2009)を素材とした対談がある。大村敦志=君塚「対談シリーズ『法学教育』をひらく 第1・2回」(公益社団法人商事法務研究会、2013)。http://www.houkyouiku.jp/13090502及びhttp://www.houkyouiku.jp/13091201。
- 62) アメリカでも、法律家のように考えることが求められている。そして、「科学教育の分野でも『一般の人々(素人)には科学的素養がまだまだ不足している。だから彼らにもっと科学的知識を与えなければならない。しかも、正確な科学的知識を!』ではなく、『科学的知識よりも考え方』さらには『科学のほんとうの姿(how science really works)を一般の人に知らすべきだ』という議論がなされている」そうである。佐藤嘉彦「法教育についての一考察—司法研究科の取組みを素材として」同志社法学68巻1号1頁、18頁(2016)。
- 63) これについては、小貫篤「平等、正義、承認を用いて貧困を考える『公共』の授業」社会科教育53巻12号96頁(2016)参照。
- 64) 黒崎洋介「ゲーム理論に基づいて『社会的ジレンマ』の構造と解決策を考察する新科目『公共』の授業」社会科教育55巻11号84頁、87頁(2018)。
- 65) 渥美利文「高校生が法を通じて現代社会を主体的に考える授業—『法教育10年』の課題を踏まえて」社会科教育研究114号14頁、15-19頁(2011)。
- 66) なお、法教育は公民科に限られたものではない。札埜和男「漢文『饅頭を畏る』・古典落語『饅頭怖い』を教材とした国語科における法教育の実践的研究」京都教育大学紀要126号113頁(2015)など参照。
- 67) 福岡前掲註20)論文89頁。
- 68) 福本知行=金沢法友会「校則を用いた法教育の研究と実践—ルールづくりを学ぶ素材として」金沢法学61巻1号133頁(2018)のほか、辻博明「法教育に関する一試みと分析—新教育課程における法教育・岡山での試み」岡山大学法学会雑誌59巻3=4号143頁、170頁(2010)。後者に続くものが、複数の出前授業に基づく、同「『法教育』に関する一考察(2-5)」同61巻1号77頁(2011)、61巻4号77頁(2012)、62巻3号1頁(2013)、63巻3号51頁(2014)である。
- 69) 木村草太「法教育の重要性」anjali34号18頁(2017)。
- 70) 小粥太郎「法教育の近況とビジネス・ロー」ジュリスト1508号63頁(2017)。もしかすると、高校の法教育には、法学部による学生リクルートの場という認識もあるのかもしれない。橋本基弘ほか「座談会・『高校生からの法学入門』から考える法教育と法学部教育」法学セミナー745号54頁(2017)参照。
- 71) 学校現場での「法教育」の軽さは、なお問題である。それが、環境教育、食育、情報モラル教育などの「教育」もの一つとして取り扱われており、社会の最も基本的で社会人が学ぶべき必須の構成原理という位置付けになりきれていないことが原因なのかもしれない。小粥同上64頁。
- 72) 福島史帆「日本における法教育の展望—世界における法教育との比較検討を通して」児童教育研究26号31頁(2017)。
- 73) 木村前掲註69)論文20頁。
- 74) 詳しくは、岡部麻衣子=関良徳「法教育による憲法学習の刷新—中学校社会科公民的分野のための新しい憲法学習プログラム」信州大学教育学部研究論集4号61頁(2011)、北川善英「義務教育における法教育—法理論的課題」法の科学47号49頁(2016)、重松克也「人権そして立憲民主主義に基づく法教育の意義と課題」同154頁、中平一平=米倉順「子どもの思考力を育む法教育実践研究—『対立と合意』を基にした実践的考察を踏まえて」上越社会研究33号46頁(2018)など参照。関連して、百瀬光一「中学校における法教育のクロスカリキュラムによ

- る関連的な指導の研究—特別活動、道徳、教科等の教材開発を進めていく上での課題」教材学研究 26 巻 147 頁 (2015)、中村有利子「熟慮型・表現型メソッドを活用した法教育の研究および実践について—3年間の活動成果より」龍谷大社会科学年報 47 号 227 頁 (2017)、大坂誠「立憲主義の歴史的修正・発展—中学校社会科歴史的分野における立憲主義の実践」民主主義教育 21 12 号 39 頁 (2018)、菊池洋ほか「法学的視点を醸成させる授業案とは—公民科で想定される法教育・主権者教育」岩手大学教育学部プロジェクト推進支援事業教育実践研究論文集 5 集 99 頁 (2018)、足立清人「2016 年度小学 6 年生を対象とした『法教育』授業」企画の報告」北星学園大学経済学部北星論集 58 巻 1 号 121 頁 (2018)、高橋勝也「小学校における道徳教育と社会科教育を踏まえた法教育—小学校教員の抱く法・規範意識へのジレンマの一考察」名経法学 42 号 81 頁 (2019) なども参照。鈴木正行ほか「学習者の体系的法意識の形成を開る法教育教材の開発—授業実践・教科専門・教科教育担当者の協働を通して」香川大学教育実践総合研究 36 巻 1 頁 (2018) は、中学校社会科歴史的分野における、言わば日本法制史的授業実践例である。
- 75) 阿部英之助「高校公民科教育における社会意識形成と法教育の実践」和歌山大学教育学部教育実践総合センター紀要 24 巻 141 頁、142 頁表 2 (2014)。
- 76) 山田亨ほか「座談会・法教育—出張授業の体験を語る」Ichiben bulletin 480 号 4 頁、20 頁 (2013) [戸松秀典]によると、「大学での演習」で「自分たちでテーマを選ばせ」と、「よく選ばれるテーマは、死刑について」なのだそうである。
- 77) これについては、君塚正臣「米判批」東海大学文明研究所紀要 17 号 27 頁 (1997)、同「改正男女雇用機会均等法の憲法学的検討—いわゆるポジティブ・アクション規定を中心に」関西大学法学論集 49 巻 4 号 30 頁 (1999)、同前掲註 44) 書 241 頁以下など参照。人種や性別を理由に、例えば、黒人や女性を優遇すると、そこでは必ず、人種や性別という生来の偶然で差別される白人や男性が生じ、能力ではなく人種や性別を理由に偶然優遇される人が生じてしまう。また、女子大や高校の男女別学のような例を見ると、何が「積極的差別是正」なのかは難しい。このため、一律に厳格審査を施して、必要最小限の優遇策を認めるしかないのではないかと、同『性差別司法審査基準論』203 頁以下 (信山社、1996)。無論、クォータ (割当制) を現行憲法下で行うことはおよそ違憲である。関連して、女性天皇問題につき、同書 268 頁以下参照。
- 78) 村松剛「日本の法教育の挑戦」自由と正義 70 巻 2 号 33 頁、35 頁 (2019)。
- 79) 金井洋行「法教育の観点—シティズンシップと裁判国家」高崎健康福祉大学紀要 13 号 159 頁、166 頁 (2019)。
- 80) これを積極的に推奨するものとして、吾妻聡「『もう一つの』批判法学による法教育—提案と趣旨の説明」岡山大学法学会雑誌 65 巻 3=4 号 195 頁 (2016) がある。この方向性は、基礎法学を前面に出した法教育の推奨ということになるだろう。野坂佳生=藤井剛「法教育におけるローマ法活用の試み」金沢法学 59 巻 2 号 331 頁 (2017)。
- 81) 関良徳「法教育と法批判—解釈法社会学による法批判教育の再構築」法社会学 75 号 90 頁、94 頁 (2011)。
- 82) 龜山守夫「憲法教育」千葉商大論叢 54 巻 2 号 247 頁、251 頁 (2017) は、「公教育による反憲法的価値の教え込みは許されない」と主張する。
- 83) 江口勇治「学校教育における『法教育』のこれからに—『法の価値』を実感する授業を創ることの大切さ」筑波大学学校教育論集 35 巻 47 頁、53 頁 (2013)。
- 84) 星野豊「『法教育』として何を教えるか」月刊高校教育 48 巻 1 号 82 頁、85 頁 (2015)。
- 85) 吉村朋代=桑原萌子「シティズンシップを身につける主権者教育・法教育—政治参加を学ぶための学習指導案例」広島国際大学教職教室教育論叢 7 号 55 頁、56 頁以下 (2015)。実際、マンション管理組合の規約や大学内部の法規に不思議な文言や条項、序列・章立てを見ることがあり、法学部世界外の一般的な法感覚は意外と低い印象である。
- 86) この意味で、最も教科書に執筆されない、執筆者や出版社が検定を前に自主検閲してしまう事項は、文科省の制度や政策の批判であろう。教科書検定制度が合憲か、あるいは必要か、などの問題は、教科書が触れていなくとも、高校生レベルであれば、議論すればよい。なお、文科省は 2000 年の中央省庁再編で科学技術庁の一部が文部省と合併したため、理工系シフトが文科省時代より強まっている筈である。このため、高校における地歴科・公民科、国立大学 (特に地方国立大学) における人文系・社会学部の軽視が見られぬか、懸念がある。無論、「『人品卑しからぬ人物』と対極にある人が、学部長におさまり、自己保身に本能的な反応を示すカメレオンの教授集団がその取り巻き」(川成洋『大学崩壊!』59 頁 (宝島社、2000)) などというどこかでも見たような状況を生んだ大学側にも責任はあるが、「当事者の国大協も、私大や公立大の関係者も、まして国民はいっさい関与できな」(中井浩一『徹底検証大学法人化』166 頁 (中央公論新社、2004)) と ころ

で2004年に国立大学法人化がなされると、「大学の自治」に疎い起草者のせい、学長は私立大学法人の理事長を兼ねる立場となり、その図式は集中的に現れる構造となった。君塚前掲註44)書725頁以下参照。各国立大学は、優秀な若手職員を外に出さないようにし始め、本省採用のノンキャリア組は先が見えなくなった。寺脇前掲註1)書68-69頁。また、1995年の「歴史的和解」に象徴される、日教組の弱体化が背景にあり、「民主党政権を日教組の操り人形のように自民党が非難するのは、明らかに無理があった。同書169-170頁。加えて、財務省主導の国立大学予算の削減がある。木村誠『大学大崩壊』71頁以下(朝日新聞出版、2018)。そして、新自由主義的政策に頼りすぎた法科大学院制度の崩壊である。同書102頁以下。「各大学の教育力が明確にな」った(中井前掲書188頁)とも思えるが、決め手はブランド力だったのかもしれない。各「大学の自立性・主体性が問われる形」(中井前掲書13頁)と言われながら、新学部創設は私立大学と比べても難しいというのは変わらず、国の拘束は厳しかった。学長は、選考会議で選出されることになったため、文科省と対決することは非常に困難となった。「国立大学がその予算に依存しないでみずから改革を進めていく主体的基盤を形成することも、国は促していくべき」であろう。吉見俊哉『「文系学部廃止」の衝撃』135頁(集英社、2016)。2015年には国立大学において教員養成系や人文社会科学学部などは廃止・縮小を、と受け止められた下村文科相の通達があった。室井尚『文系学部解体』61頁(KADOKAWA、2015)は、「国家権力が押し付ける『目標』を6年で達成することのみ各大学を追い込む独立法人化以降の大学政策は、全体主義以外の何ものでもなく、実際に国立大学はそれ以来すっかり『ソビエト化』されてしまっている」と述べている。4年経過して、教員養成系組織の削減など、その流れは静かに進行している印象である。「産業競争力重視の大学政策を背景に、『儲かる理系』と『儲からない文系』という構図が当たり前のようになり」していた(吉見前掲書27頁)という問題があった。そして、国立大学の教員養成課程を除く人文・社会系比率は1割程度で、戦時体制以来、もともと文系軽視なのである。同書28頁以下。反論としては、「文系は役に立つ」ということである。同書61頁以下。「かつての教員養成という主目標を放棄しており、一方総合大学としては欠陥大学そのもの」(中井前掲書69頁)だった東京教育大学がどうなったかはよく知るところで、地方国立大学の多くが現在抱える問題とオーバーラップしよう。五神真『大学の未来地図—「知識集約

型社会」を創る』60-63頁(筑摩書房、2019)は、「理系、文系揃った国立大学が、少なくとも各県に1つあること」の実態の検証が特になく、楽観論に過ぎないか。他方、地方私大の定員充足率を高めるための2018年の定員厳格化策は、首都圏の中堅私大を難化させただけのように思える。木村前掲書21頁以下。また、木村誠『「地方国立大学」の時代』(中央公論新社、2019)は地方「総合」国立大学だけに見える。

- 87) 佐藤伸彦「法教育に対する『法化』論の射程—裁判員教育との関係について」立命大社会システム研究34号43頁、52頁(2017)。
- 88) 坪井前掲註7)論文700-702頁は、無罪推定原則を教えることは必須であると主張する。
- 89) 黒川亨子「法教育担当教員研修の実践と課題—教員免許状更新講習を通して」宇都宮大学教育学部教育実践紀要3号81頁、86頁(2017)も、黙秘権が「何事も正直に申告することが美徳である」などの一般常識を前に、「より理解困難なものとなる可能性がある」と指摘する。教員免許状更新講習に関するものとして、上田理恵子「教員免許状更新講習で法教育を考える」熊本大学教育実践研究31巻155頁(2014)も参照。
- 90) 浅利祐一=池田泰弘「社会科における憲法教育の内容構成論—憲法教育の概念分析を手がかりにして」北海道教育大学紀要教育科学編69巻1号149頁、154頁(2018)。関連して、前田輪音「憲法教育実践報告—『長沼ナイキ基地訴訟』を素材とした中学生対象の授業プランとその実践」北大教授学の探究30号113頁(2016)、中曾久雄「法教育における憲法学習の一視点①—③—憲法学習のための授業開発に向けて」愛媛大学教育学部紀要63巻243頁(2016)、地域創成研究年報12巻69頁(2017)、愛媛大学教育学部紀要64巻231頁(2017)も参照。
- 91) 鎌田公寿「法とケアの間隙を埋める—法教育におけるニーズの『公的』承認」常葉大学教育学部紀要36号33頁(2016)など参照。
- 92) 國見真理子「高等教育における『法教育』に関する一考察—福祉系大学での実践を通じて」田園調布学園大学紀要6号81頁(2011)など参照。
- 93) このほか、教育学部には「教育学部の憲法教育」とでも言うべきものがあるようである。法解釈学の一部もしくは法曹教育基礎としての憲法学の中にある筆者にとっては、異なる世界に感じる。その反映されたものが、例えば、「政治・経済」や「現代社会」での社会権の大きなウエイトだったように感じられるのである。
- 94) 実践例として、阿部前掲註43)論文26頁以下などがある。
- 95) 実践例として、福本知行=金沢法友会「労働法に関わる法教育の研究と実践—契約の観点か

- ら」金沢法学 60 巻 1 号 183 頁 (2017) などがある。
- 96) 実践例として、藤井剛「模擬裁判を通して考える法教育のあり方」中等社会科教育研究 32 号 115 頁 (2013)、大友秀明＝二瓶剛「シティズンシップ教育としての法教育の実践と課題—模擬裁判の授業」埼玉大学教育学部教育実践総合センター紀要 13 号 1 頁 (2014)、國見真理子「ミニたまゆり『こども模擬裁判』を通じて学んだこと」田園調布学園大学紀要 10 号 69 頁 (2015) など参照。対して、額田みさ子「学校教育における法教育」Niben frontier 162 号 28 頁、29 頁 (2017) は、模擬調停と、いじめ予防を具体的に授業例として挙げる。
- 97) その合憲性について、君塚前掲註 46) 書 256 頁以下など参照。
- 98) 実践例として、曾根芳巳「『未来の裁判員』に向けて—法教育講座の実践体験記」法律のひろば 63 巻 6 号 12 頁 (2010) など参照。関連して、「特集・刑事司法情報と法教育—裁判員裁判時代の法教育のゆくえ」刑法雑誌 52 巻 1 号 1 頁 (2013) なども参照。
- 99) 齋木英範ほか「パネルディスカッション・新科目『公共』と法教育」法と教育 8 号 121 頁、126 頁 (2017) [野坂佳生]。
- 100) 大杉昭英ほか「座談会・新必修科目『公共』の授業のあり方」自由と正義 68 巻 12 号 12 頁、13 頁 (2017) [野坂佳生]。
- 101) 橋本康弘「『公共』と法教育」自由と正義 68 巻 12 号 30 頁、34 頁 (2017)。
- 102) 吉村前掲註 28) 論文 38 頁。
- 103) 付言すれば、教科書検定が問題となるのは地歴科目か、意外に家庭科などであり、いかにも政治的問題が山積している公民科（社会科時代の「政治・経済」などを含む）ではない。教科書執筆も検定官も、多元主義を理解してきたからではないか。そうであれば、その良き伝統は守られて欲しい。
- 104) 福田秀志「新科目『公共』を高校版『道徳科』にするのか、それとも『新しい市民教育の創造』にするのか？」季刊人権問題 52 号 65 頁 (2018)。
- 105) 長野仁志「授業『安保法制』から新科目『公共』を考える」高校生活指導 201 号 114 頁、115 頁 (2016)。
- 106) 日本学術会議「高等学校新設科目『公共』にむけて—政治学からの提言」(2017年2月3日) <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t239-2.pdf> より。
- 107) 仮に、教員の左派的な言動に生徒が染まるのを「害悪」だという前提に立ったとしても、そしてそのような活動が長年あったとしても、日本の若い世代の保守化、右傾化は明らかなほどであって、「明白かつ現在の危険」基準をクリアできない。君塚前掲註 44) 書 555 頁以下など参照。実際、2005 年以降の大阪で生じている「中の下」の反乱とも言える現象は、世界的なポピュリズムと同調したもので、教員や公務員など身近なエリートへの反発をバネにしている傾向がある。君塚正臣「続・憲法保障システムとしての選挙制度考—『護憲』する強い参議院—『日本国』は死出の旅に出たのか」横浜国際社会科学研究所 18 巻 6 号 1 頁、10 頁以下 (2014) など参照。井出英策「中の下」の反乱 食い止めよ」朝日新聞 2016 年 12 月 22 日朝刊 15 面、君塚「日本における憲法院の機関の憲法上の可能性—内閣法制局・再考—『司法権・憲法訴訟論』補遺 (1)」横浜法学 26 巻 3 号 1 頁、36 頁 (2018) なども参照。三浦展『下流社会』(光文社、2005) が「下流」と形容したのは、今にして思えば、この「中の下」のことであろう。
- 108) 栗田前掲註 14) 論文 25 頁。
- 109) 関連して、三木健詞「高等学校の『現代社会』教科書における『宗教』の扱い」拓殖大人文・自然・人間科学研究 40 号 25 頁、44 頁 (2018) は、「現代社会」教科書が、宗教に関して中立性に縛られ、三大世界宗教の基本的教義、宗教の抽象的解説などに偏ってきたことを指摘する。但し、宗教教育は憲法の政教分離原則から、公立学校においては困難である。
- 110) 日本学術会議「高等学校新設科目『公共』にむけて—政治学からの提言」(2017年2月3日) <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t239-2.pdf> より。
- 111) 同上より。
- 112) 同上より。
- 113) 例えば、石川照子「新設科目・高校『公共』を通して公民教育の在り方を考える」社会科教育 54 巻 7 号 108 頁 (2017)。
- 114) 日本学術会議前掲註 110) 文献より。
- 115) 子安前掲註 33) 論文 111 頁。
- 116) 「若年層を中心とした投票率の低下が懸念されている近時の状況にあつて、いかに投票参加を促進し、投票率を向上させるかが選挙管理における一層の課題となっている。」岡田順太「主権者教育と法教育—政治参加の模擬体験を通じて」白鷗法学 22 巻 1 号 149 頁 (2015)。
- 117) 1979 年 1 月に共通一次試験が始まって以降、少なくともこれに該当する 5 教科の編成は、入試と無関係に考えられなくなった。以前は、高卒のごく少数が受験する、各大学でそれぞれ行われていた入学試験が、まずは国立大学、そして大学入試センター試験で私立大学も参入するようになると、その全国共通性に文科省なども目を逸らすことは困難となったのである。
- 118) 文部科学省高等教育局「大学入学共通テスト実施方針」(2017) による。 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/07/_icsFiles/afildfile/

2017/07/18/1388089_002_1.pdf

- 119) これを目指して、試行調査が行われている。大学入試センターは、2019年4月4日、昨秋の第2回試行調査の結果を発表したが、新たに導入される記述式問題では、国語の、80-120字の解答を求める問題の完全正答率(全ての正答条件を満たすものの割合)が15.1%と、第1回の0.7%から改善したものの、数学の、記述式3問中最もよい完全正答率でも10.9%(最低は3.4%)で、全てが1割を切った第1回から目立った改善は見られなかった。朝日新聞2019年4月5日朝刊1面。全レベルの受験生一律の記述式試験の導入には困難な面がある。
- 120) 田中研之輔『教授だから知っている大学入試のトリセツ』62-63頁(筑摩書房、2019)。
- 121) これについては、勘違いであれば幸いなのであるが、多くの社会科学系学部の「人文主義」的傾向があるのではないかと思えるところがある。つまり、自分たちは「文系」なのであるから、英語、国語は必須で、数学ではなく地歴・公民が望ましいが、そうであるならば、高校では歴史科目の履修を進めて欲しいという思考が見えるのである。もし、自分たちを「社会科学」と規定し、入試の必要科目を4とすれば(理想は「5」だとしても、殆どの大学では非現実的である)、英語、国語、数学のほか、地歴・公民を歴史科目に拘る気分が減退する(逆に、文学部などの「人文科学」系では、英語、国語のほか、地歴・公民で2科目を科せよ)。難関校でなければ、科目の自由度を高め、「英語」すらも「『選択』科目にすべきであ」(川成前掲註86)書206頁)ろう。入試における公民科目の後退には、単に、公民科の軽視に留まらない、日本における文系・理系区分の絶対性の壁が問題として控えている気がしてならない。
- 122) 同年、早稲田大学法学部は、大学入試センター試験利用の形で、数学を選択科目として加えた。また、政治経済学部は、2021年度入試から、大学入学共通テストを全面的に導入し、数学を必須とするほか、英語外部試験、「日英両言語による長文を読み解いたうえで回答する形式」を「記述解答を含む」形で行うことを発表した。https://www.waseda.jp/inst/admission/assets/uploads/2015/06/2021ad_change_pse.pdf 私学文系3科目穴埋め問題の頂点のように言われていた難関学部の入試改革(数学を含む試験科目増加、論述式導入、英語における実用的リスニング試験の導入)は徐々に早大他学部や難関他大学にも影響を及ぼすであろう。早稲田大学の入試については、同大学教育学部教員から、「国立併願組と私立専願組では、入学時点での文章力が違っている」のであり、「小論文や記述問題のない私立型の入試には一定の割合で『ラッキー・パンチ』が出ることが避けられず、「入学時点であるレベル以上の均質な学生を集めるための入試体制作り」という点で、」論述式試験を課している「慶應義塾大学は成功しているが、早稲田大学は失敗している」との指摘もあった。石原千秋『秘伝大学受験の国語力』22頁(新潮社、2007)。石原は、だからこそ入学後の教育に情熱を注いでいた。この問題は、多くの私立大学が今尚抱える問題でもある。なお、法学教育における入試の数学の影響力について、筆者は度々述べてきている。君塚正臣「総合教育科目『日本国憲法』の目的と講義形式」東海大学教育研究所研究資料集4号1頁(1997)、同「統・総合教育科目『日本国憲法』の目的と講義形式」同6号72頁(1999)、同「『憲法二部』授業評価アンケートからの考察」関西大学法学論集52巻3号254頁(2002)、同「法科大学院・未修者への憲法教育一初年度前期実績からの考察」エコノミア55巻2号79頁(2004)、同「統・法科大学院・未修者への憲法教育—3年間の実績からの考察」同57巻2号71頁(2006)、同編前掲註45)書161頁など参照。2021年度からの早稲田大学政治経済学部入試の方式は、私学の法学部の、法科大学院進学コース(いわゆる5年コース)の入試において参考にして欲しいものである。他方、中堅未満の法学部が「法学部」を維持すべきか、経済・経営と私法系を併せた民間企業向け学部と、経済の一部(財政学、経済政策など)・政治と公法系を併せた公的機関向け学部への再編というの、今後は指向されるのかもしれない。
- 123) 『2020年受験用 全国大学入試問題正解 政治・経済』3頁(旺文社、2019)。
- 124) 君塚正臣「私立大学入学試験『政治・経済』における日本国憲法の扱いについて—出題の法社会学?」エコノミア56巻2号51頁(2005)、同前掲註60)論文など参照。
- 125) この結果、大学生の公民科分野の基礎知識が低下しており、その先の学問的發展を阻害している印象もある。吉岡直子「公民科教育法の授業—振り返りメモにみる学生の意識の変容」西南学院大学人間科学論集第12巻第2号49頁、52頁(2017)によると、西南学院大学の教職志望と思われる学生に当該大学の「政治・経済」の入試問題を解かせたときの正答率は4割程度である。
- 126) 北海道医療大学、青森大学、ノースアジア大学、富士大学、高崎健康福祉大学、東洋学園大学、中央学院大学、創価大学、高千穂大学、東京情報大学、東京造形大学、山梨学院大学、松本大学、名古屋文理大学、人間環境大学、同朋大学、名城大学、皇學館大学、四日市大学、

大阪経済大学, 大阪商業大学, 神戸山手大学, 岡山商科大学, 吉備国際大学, 広島国際学院大学, 徳島文理大学, 九州女子大学, 九州保健福祉大学, 筑紫女学園大学, 西九州大学, 長崎ウエスレヤン大学, 長崎国際大学, 長崎純心大学, 別府大学など。

127) 「地理」は「地理総合」の領域を包括するため、「地理総合」と「地理」とで同時選択できないのは当然のように思える。これに対し、「歴史総合」は近現代史を軸にするため、もし、「日本史」と「世界史」をそれ以前の歴史を中心とする科目であると規定すれば、これらとの同時選択は可能だとする理屈も成り立たないではない。しかし、理科や公民科, 同じ地歴科の地理科目と類似の措置を講じるべきことを考えれば、「日本史」と「世界史」にはそれぞれ近現代史を含むと考え、「歴史総合」との同時選択は認めないとする措置の方が自然であろう。そう考えると、入試科目としての「政治・経済」も「公共」分野を含むとする方が、他教科とパラレルに理解できよう。

128) 橋本編前掲註21) 書78頁以下など参照。

129) 福岡編前掲註20) 論文91頁。

130) 桑山前掲註3) 論文27頁。

131) 大学入試センター試験の出題は、予定調的に60点強平均を目指して作られる結果になっている。これは、特定の科目だけが難易度が高い(平均点が低い)と、受験生の選択が減り、講義を担当している教員や教科書会社から批判が生じ易い(その逆の場合、批判は起きにくいほか、自分の専門分野ほど難問を難問と思わない出題者の心理から、特定の入試科目が選抜に役立たないほど易し過ぎたという例も聞いたことがない)という事情がある。このため、「基本部分」などという曖昧な画定の仕方をして、競合する科目(「歴史総合」や、「政治・経済」にとっては選択問題としての「倫理」など)がある限り、実際には大きな問題は起きないと思われる。

132) なお、現在のセンター試験が長時間に及ぶことや、選択科目によって受験パターンが多岐にわたり過ぎていることは問題点として指摘できる。毎年生じる監督や事務処理上のミスの遠因である。この意味からも、特に、理科, 地歴科・公民科の試験科目の整理を行い、あまりに複雑な受験パターンを排して、推奨モデルを掲げ、各大学学部もある程度それには従うことも大事であるように思える。加えて、理科および地歴・公民科の試験は2科目とし、実質1科目

でよいとする大学学部は配点で工夫する方向(2科目目の配点を1点とするなど、限りなく選択不要科目にすることを許容する)を誘導してはどうか。センター試験終了後に、当該受験科目により受験先が極端に制約されるようなことは望ましくない。その意味からも、基礎科目とそれ以外の科目の間に、基本的には一線を引くのが適切ではないか。いわゆる文系難関学部では公民科の科目としては「倫理・『政治・経済』」を推奨するというで一貫してもよいのかもしれない(しかも、そうすれば、センター試験の受験科目指定における「地歴・公民から2科目(ただし、うち1科目は地歴に限る)」という、よくある受験科目指示の括弧書き部分は不要になる)が、そうすると「政治・経済(「公共」を含む)」の存在意義がなくなる懸念もある。現実には、「公共」と「政治・経済」と「公共・政治・経済」を作問するとなれば、1チーム(委員会)では負担が大き過ぎ、2チームでは調整が困難となる。

133) 福留久大「出題ノート26(政治・経済)」大学入試フォーラム28号50頁(2005)など参照。関連して、南川諱弘「出題ノート24(現代社会)」同25号55頁(2002)なども参照。

134) 種村文孝「市民の法教育における模擬裁判の位置づけと意義」京大大学生涯教育フィールド研究5巻51頁, 58頁(2017)。

135) 佐藤彩香「新科目『公共』について一学習指導要領解説から見えること」ねぞす62号25頁, 27頁(2018)。

136) 授業の示唆のために執筆されたものとして、君塚正臣「民主主義の限界—立憲主義の希求」現代社会へのとびら32号1頁(2016), 同「表現の自由の規制の憲法問題」同33号1頁(2017), 同「裁判いろいろ—特に民事裁判と刑事裁判の違いについて」同36号5頁(2018)などもある。

付 記

本稿は、平成30年度—令和4年度日本学術振興会科学研究費基盤研究(C)一般「憲法訴訟論の適正手続・身体的自由への発展・展開」(課題番号18K01243)による研究成果の一部である。本稿では、原則として敬称は略させて頂いた。

[きみづか まさおみ 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授]